

第 17 ダレス使節団の離日と離日に際してのダレス特使の声明 およ び総理の声明 .....	92
第 18 2月13日の総理の国会にたいする報告演説 .....	95
第 19 2月13日付条約局長の総理にたいする交渉報告書 .....	98
む す び .....	103
付 錄 .....	105
参 考 資 料 .....	281

1951年1～2月の第1次交渉

## は し が き

1951年1月11日、国務省は、ダレス顧問が大統領の命によってマ元帥ならびに日本政府首脳部と対日講和の実現の手段について検討するため対日講和使節団長として大使の資格で近く日本を訪れる旨を発表した。

この発表があるまで、米国内部には、いろいろな動きがあつたようである。たとえば、1950年末には朝鮮における戦況の悪化とともに国務・国防両省の間に講和促進に関しつたび意見の対立が生じたと報ぜられ、ニュース・ウィーク誌のごときは「講和促進の最大の障害はクレムリンではなく、むしろ朝鮮にたいする主要基地として日本の保持に重点をおこうとする（いいかえれば現状のまま占領管理して日本を利用すべしとする）国防省である」と書いた。11日のダレス特派大使訪日の発表は、このような内部対立の報道に終止符をうつものであつた。11日のA P電は「この発表は朝鮮で国連軍が敗退している時機になおかつ対日講和交渉を推進すべきかどうかをめぐつて米国政府部内に存した不安の一時期が終つたことを明らかにしたものである」といい、国防省の一部と国務省との間に見解の対立があつたことをのべた後「統合参謀本部員もついに国務省の見解に同意し、8日アチソン国務・マーシャル国防両長官を交えて開かれた会合で両省間に最終的決定をみ、ダレス顧問の日本訪問を勧告、11日大統領によつて承認されたのだ」と説明した。

講和問題に関する日米交渉—厳格な意味での交渉 *negotiation* ではむろんない、先方は *consultation* といった、「相談」というのであることは、いよいよ目撃の間にせまつた感じがした。

## 第1 ダレス使節団の着京

ダレス使節団一行をのせた特別軍用機は、25日午後8時25分羽田空港に到着した。夫人を同伴したダレス大使は、出迎えのマックアーサー元帥夫妻、シーボルト外交局長らと握手をかわした後マ元帥と同道宿舎帝国ホテルにむかつた。ダレス大使は、飛

行場で内外記者団にたいし「使節団の来日の目的は日本にすみやかに完全な自主権を回復させる途を見出すことである。講和問題の討議に当つては、日本を被征服国民としてなく相談すべき相手とすることになろう」という趣旨のステートメントを発表した。

一行は、ダレス大使夫妻のほか、陸軍次官補R・D・ジョンソン夫妻、公使ジョン・M・アリソン、軍事占領問題担当カーター・B・マグルーダー少将、文化関係担当ジョン・D・ロックフェラー3世夫妻、国防省C・スタントン・バブコック大佐、国務省使節団秘書ロバート・フィアリー、ダレス大使秘書ドリス・ドイル女史からなり、そのうちロバート・フィアリーは一足さきに入京して一行受入れの準備をととのえていた。

空港には日本政府の公式の出迎えはなかつた。ただ閣僚の一人山崎運輸相が個人として姿をみせただけであつた。

ダレス大使の空港におけるステートメントは、次のようなものであつた。

「わたくしは、こんど、大統領の要請によつて、マックアーサー元帥と協力して講和を求めるための使節として日本にきたのをたいへんうれしく思う。昨年6月下旬わたくしが日本にきた後国連で第5回総会が開かれ、その際、対日講和に深い関心をもつ多くの人々がレーク・サクセスに集つた。われわれはあらゆる機会に講和についての多くの問題を非公式に協議した。そして到着した一般的な結論は、講和は早急に結ばれねばならないということであつた。そこでわたくしは東京でさらに事態を討議するためにふたたび日本にきた。それは、われわれが日本を相談すべき相手であり、戦勝国によつて支配されるべき被征服国ではないと考えるからである。もちろんシーボルト大使はわれわれの仕事に加わるであろう。われわれの目的は、日本に間もなく主権の完全な行使を回復させ、また、世界の自由国民と友好関係をもつ新しい時代を日本にふたたび開かせる途を見出すにある。

日本は過去において全体主義戦争という忌むべき悪夢におかされた。その後降伏の時期がきて、日本にたいする権限の大部分は合衆国最高司令官に委ねられた。今や、この第2の段階は終りに近づき、第3の段階が開けようとしている。そのためには日本国民が自己の運命のために責任をとることが必要である。この変遷は険惡な情勢下に行われようとしており、この変遷とともに重大問題について決断を必要とするであろう。これらの問題すべてが、われわれと日本の指導者たちとの間の論題なのである」ステートメントのフル・テキストは、付録1に収めてある。

## 第2 対日講和7原則および議題表の受領

ダレス使節団は、26日、「午前中、全員にシーボルト外交局長をまじえ約2時間にわたつて今後の仕事のすすめかた・全般的な計画について最初の会議を行なつた」、「午後は、アリソン公使がダレス特使を代表して吉田首相を訪問し挨拶を行ない日本側との会見の方法などについて打合せた」(26日午後5時15分外交局における使節団スポーツマンの記者団にたいする談話)。

26日午後、アリソン公使はシーボルト大使と同道目黒公邸に吉田総理を來訪し来日の挨拶をのべた。その節、公使は米国政府の対日講和7原則に関する文書と会談の議題表を総理に手渡した。

7原則に関する文書によつて合衆国の抱懐する対日講和の構想を知り、そのうえで議題にかけている事項について日本の考え方を用意されたいという先方の意向があつたろう。

対日講和7原則に関する文書 Statement of Principles Regarding a Japanese Peace Treaty については、前巻III 58頁以下に説明してあるから、ここにはくりかえさない。

議題表は Suggested Agenda と題し

「日本と合衆国将来の関係を律すべき一般原則の討議のほかに、次の特定事項を詳細な討議の議題として提案する。

1. 領域。 「日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国およびわれらが決定する諸小島に局限される」との降伏条項をどのように履行するか。
2. 安全保障。 占領の終了後における安全保障をどのように規定するか。
3. 再軍備。 もし設けるとするならば、どのような規定で日本の将来の再軍備を規制するか。
4. 人権等。 この点について、また、占領による改革に関連して、日本は、もしするとなれば、どのような約束または宣言をするか。
5. 文化関係。 この点について、もしあるとすれば、どのような関係をひきつづいて発展させることができるか。
6. 國際福祉。 麻薬の取引の禁止、天然生物の保存等を取扱うどのような国際条約に日本は加入するか。

7. 経済。 一定の産業に関する日本の将来の経済上の活動、たとえば、造船を、もし設けるとすれば、どのような規定で制限するか。
8. 通商。 何をもつて、他国との日本の戦後の通商の基礎とするか。たとえば「最恵国待遇」問題。
9. 漁業。 合衆国の保存漁場を日本が使用することの自発的禁止の可能性。
10. 賠償および戦争に基づく請求権。これらの点に関する条約の規定をどのようにものとするか。日本の金。
11. 戦後請求権。 日本は、ガリオアの債務をどのように取扱うか。
12. 戦争犯罪人。 軍事裁判所によって有罪を宣告された人々にたいする将来の管轄権限はどこに属するか。
13. 手続。 ソヴィエト連邦のとりそうな態度と中国の地位を考慮して、将来の手続をどのようなものとするか」

という内容であった。

対日講和7原則に関する文書および議題は、付録2に收めてある。

### 第3 米国提案の研究と対処案の起草

1 総理は、事務当局にたいしただちに先方から受領した文書の研究とこれにたいする対策の起草を下命された。

事務当局は、即座に文書の検討と対策の起草にとりかかつた。起草に当つてはD作業の最終案が底本となつたこともちろんである。作業は深夜になつて、一応、終了した。

2 翌27日、午前11時から夜10時まで信濃町の次官々邸で堀田大使を加えて前夜一応とりまとめた草案を逐条再検討し、総理に提示すべき「対処案」を決定した。

同日は、タイピストを官邸に同道し、案の成るにつれて順次タイプにまわし、案の決定からそう長時間をかけないでタイプされた「対処案」を手にすることができた。

3 28日、堀田大使と西村は大儀におもむいて総理に「対処案」を説明した。「午前11時別墅着。午後2時辞去。天気よろし。春暖の感」と備忘録にししてある。

4 「対処案」は、次のとおり内容のものであつた。

「一般原則について」と「特定事項について」の2部分から成り、「一般原則について」の部では

「1 米国が、「戦争状態を終了し、日本の主権を回復し、日本を平等の一員として自由世界に復帰させる」ため対日平和条約を提案したるを多とする。」

日本は、共産主義勢力に対抗し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する決意である。日本を、民主陣営の頼み効ある一員たらしむるには、日本に完全なる自主性を回復せしめねばならぬ。これがためには、まず講和条約を締結すべきものと信ずるからである。

2 米国の提案にかかる7原則が政治上も経済上も日本にたいして特別の制限を加えるべきことを明らかにせるは欣幸に堪えざるところである。7原則のラインに沿う講和条約が1日も早く1国でも多くの国と締結されることを希望する。

ただし、7原則のうち3の「領土」と4の「安全保障」については、再考を願いたき点がある。すなわち、前者については、日本の本来の領土である沖縄・小笠原諸島および千島の分離が日本の国民感情にとり堪えがたきところであること、後者については、安全保障のためのアレンジメントが平等のパートナーとしての国と国との間の協力体制として講和条約とは別個に成立すべきことのふたつである。その詳細は、第2部の特定事項に関する部において説明するとおりである」

といつて合衆国の対日講和提案に謝意を表するとともにその7原則にたいするわが方の一般的考え方を述べ、

「特定事項について」の部では

先方の提示した議題13の事項のそれぞれについて、わが方の立場ないし要望を繙々陳述した。要約すると、

#### (1) 領 土

1 「日本の主権は本州・北海道・九州・四国とわれら（連合国）の決定すべき諸小島に限られる」との降伏文書の条項を実施するに當つて、日本の関心は、「連合国 の決定する諸小島」にある。本来日本の領土であった諸小島は、すべて日本の保有に残されるよう決定されたいというのが日本人全体の一致した要請である。

2 沖縄・小笠原諸島については、米国の軍事上の必要についてはいかようにも応する用意がある。日米両国の大連の永遠の盟邦関係の確立という見地から信託統治の提案の再考を求める。

信託統治に同意せざるをえない場合には、(1)信託統治に期限を付ける。それがむ

づかしい場合には「これらの諸島を信託統治にすることを必要ならしめる事態が存続する期間」とし、必要な解消した場合には憲章第76条(四)の規定にしたがつて「住民の自由に表明した意思」にしたがい最終的地位を決定すべきことを信託統治協定に明白にする。さらに、必要が解消した暁にはこれらの諸島が日本に返還されるべき旨の保障を協定外の文書で取りつけられれば万全である。(四)日本を共同施政者とする。

(一)・(四)に加えて、(四)これら諸島と日本本土との関係をできるだけ従来どおりとし、なかんずく、双方住民の交通移住は自由とし、關税上も日本の一都として認めること、および、(二)小笠原諸島・硫黄島の住民であつて戦中日本によつて、戦後米国によつて本土に引揚げさせられたもの（計7,711名）の原島復帰を認めることを要請する。

3 千島については、米国がこれら諸島を自國に保有したいという日本の国民感情をとくと考慮にいれて最後まで日本人の願望の達成に努力されるよう希望する。

## (2) 安全保障

1 日本区域における国際の平和と安全が国際連合によつて維持されることを希望し、これがため米国が不斷の努力を継続することを希望する。

2 国際連合が前記の責任を実効的に果しうるようになるまで、日本区域における国際の平和と安全の維持のため、日本は米国と協力体制を取りきめ応分の協力をいたすこととに賛成である。

3 この協力体制は、平等のパートナーとしての国と国との間の安全保障のための協力関係として、講和条約とは別個に成立せしむるべきである。

## (3) 再軍備

1 再軍備は、当面の問題としてこれを希望しない。けだし、

(一) 日本人は太平洋戦争の苦い経験で、心底から戦争を嫌惡する。世論の一部にある再軍備論は、問題の本質を究明したうえでの議論ではなく、また、大衆の感情を表わしているとは思えない。

(四) 今日、日本の一番必要とするものは経済の自立と民生の安定である。日本経済は、戦後5年半にしてある程度回復したが、これすら米国の援助に負うところ大である。いまだ基礎ぜい弱であつて、しかも近代的軍備に必要な基礎資源を欠除す

る日本經濟にたいして、いま、再軍備の負担が加えられるならば、日本經濟はたちどころにその重圧のもとに崩壊し民生は貧窮化し、そこに、共産陣営の好囂の狙いである社会不安が醸成されよう。國の安全保障のための再軍備は、逆に、國の安全を内部から危殆ならしめるであろう。今日、日本の安全は軍備よりも民生の安定にかかることはるかに大である。

(八) 近隣諸國の日本の再侵略にたいする危惧が厳として存在する。これらの國民の対日危惧を解かねばならないばかりでなく、率直にいふと内部的にも旧軍閥の再現の可能性全くなしと断言するをえない一からである。

2 現今、国際の平和は国内の治安と直結している。この意味において日本は国内治安の維持について完全に独力で対処する責任を果す用意がある。このため、警察予備隊および海上保安隊の人員の増強と装備の補強を早急に実現する必要がある。そして、これが、当面のところ、日本が日本地域における平和維持のためフォースによつて貢献しうる限度であるとともに日米関係の大局からみて最善の途である。

3 上述の趣旨は、日米両国間の友好関係がなものにもまして最も緊要と考えるからである。

共産陣営の神經戦と浸透戦術に対抗するには、日米将来の友好関係増進の基礎を確立することがきわめて重要であり、また、ある地域における戦争と軍備の放棄または軍備の制限のような措置によつて相互の安心感を強める考案のごときものも考慮する価値があろう。

## (4) 人権その他

世界人権宣言の趣旨に全面的に賛成であり、その諸原則は日本憲法にとりいれられている。人権の尊重について宣言することを必要とされるならば、それに異存ない。

占領管理下で行なわれた民主的諸改革を永久化するような規定は設けないではほしい。

## (5) 文化

文化の国際交流に積極的に参加したい。とくに米国との文化関係の緊密化は日米親善の根本問題であるから、あらゆる措置をとりたい。

## (6) 国際保健

從来日本が当事国であった分野の国際条約のほか、戦中および戦後締結された条約

たとえば国際保健機関憲章・国際捕鯨取締条約・国際衛生条約などに参加し、その義務を忠実に履行する。

#### (7) 経　　済

日本が民主的独立国家として立つていくためには、経済の安定と自立が不可欠である。国土狭溢・資源貧弱そしてぼう大な人口をようする日本は工業生産力の活用によつてのみ自立しうるし、さらに東アジア地域の経済振興ひいては民主主義世界の経済発展に寄与することができる。

ところで、日本の非軍事化または軍事力の制限のために軍事産業として特定産業にたいして制限を課せられることがあれば、平和産業と軍事産業とが具体的には重複していく事実上平和産業にたいして制限をくわえられることとなるので、日本の経済自立に多大の支障を与えることになる。たとえば、通商を生命とする日本にとって船腹の確保は不可欠の要件であるから、軍事力に転用しうるとの理由で船舶保有量・船型・速力または造船能力を制限されることは、重大な制約となる。その他、製鉄・軽金属・金属加工機械・石油精製・人造ゴム・人造石油などについての制限も事実上平和産業にたいする制限となり日本経済に与える打撃は大きい。

資源に乏しく原料をほとんど外国に仰がねばならぬ日本の軍事力の再興を阻止することは易々たるものであるし、また、日本の国際通商における競争を制限するために特定産業を制限されるがごときはフェアトレイドの精神からもありうべからざることである。

#### (8) 通　　商

- 1 経済自立のため、また、貿易を通じて世界の経済繁栄に寄与するため、すべての国と最惠国待遇と互恵にもとづく通商関係を確立したい。
- 2 通商航海条約締結前においても日本と講和条約締結国との間には最惠国待遇が相互に与えられることを講和条約に明記されたい。
- 3 通商の促進・通商上の対等緊密な関係の設定を目的とする国際条約とくに国際通貨基金・国際復興開発銀行・貿易関税一般協定への参加を熱望する。

#### (9) 漁　　業

公海における漁業の自由という国際法の原則にのつとり普通主権国家に課せられることのないような制限を日本に課さないでほしい。

国際法・国際条約および国際漁業慣習を遵守し、かつ、漁業資源の保護および資源の調査のための国際的企図に誠実に協力したい。如上の原則にしたがい鯨・オットセイ・ハリバット・鮭・マグロなどの漁業資源の保護または調査のための既存の国際条約に協力するとともに、とくに米国の関心をもたれる漁業資源の保護について具体的に話しあう用意がある。

#### (10) 賠償ならびに戦争に基づく請求権

##### 1 賠　　償

工業は日本経済自立の支柱であるので、すでに撤去済の施設以上に工場施設を賠償として取り立てられないように望む。

戦後米国から巨額の援助をうけながら今なお戦前の国民生活水準を回復しえないでいる日本経済にとって過重な負担となり経済復興を長く不可能にする生産物賠償または金銭賠償がとられないように望む。

##### 2 在　　外　財　産

現実に日本と戦闘行為にはいつた連合国に在る日本の財産がこれらの連合国において抑留清算し、対日請求権の範囲内で自由に処分され、残余があれば日本に返還されることに異存ない。

宣戦布告にとどまつた連合国に在る日本の財産は返還されたい。

連合国によって処分された財産の所有者にたいする日本政府の補償については、ぼう大な補償が日本の経済復興に大きな支障をきたすので、日本政府の処置に任せられ、とくに条約によつて義務づけないようされたい。

##### 3 りやく奪財産および在日連合国財産

占領期間中すでに返還しているので、条約成立とともに一切の請求権は打ちきることにされたい。

##### 4 日　　本　の　金

りやく奪財産など当然返還または引渡すべき金はすでに返却しているので、現にイムパウンドされている金は日本に返却してもらいたい。

#### (11) 戦　　後　債　務

債務はできうるかぎり返済したいが、日本の経済復興についてじゅうぶん考慮願いたい。

## (2) 戦争犯罪人

新しい訴追を打ちきられたい。

平和条約の成立の機会に大赦の措置をとられたい。

刑の執行を日本に一任されたい。

## (3) 手 続

これは主として連合国間の問題であるが、日本としては、(イ)1日も早く1国とでも多くの国との平和条約を締結したい、(ロ)したがつて手続のために条約締結が延引するようなこと、および、加盟国を多くするために日本発展を害するような内容のものとすることのないようにされたい――

というものである。

5 「対処案」は、小畠くんの手で英訳され、英文は、29日、東京で総理にさしだしました。

「対処案」の全文と英文は、付録3に収めてある。

## 第4 「対処案」の改訂

大磯における総理の下命すなわち「対処案」の内容にたいし表明された総理の意見を勘案してこれを先方に提出する形式の文書に書き改めてみよ」との指示に対応して、事務当局はただちに「対処案」の改訂にとりかかつた。

改訂は、翌29日、完成しタイプに付した。

改訂案文は、米国にたいする陳述の形となるよう、また、文章ができるだけ簡潔とするよう「対処案」を訂正したほか、総理の表明された意見にしたがつて

「一般原則」の部分で

2を「7原則が政治上も経済上も日本にたいして制限を加えざるべきことを明らかにせるを欣幸とする。7原則のラインに沿う平和条約が1日も早く1国でも多くの国と締結されることを希望する」というにとどめ「領土」と「安全保障」に関する見解を披瀝した部分を削除し、

「特定事項について」の部分で

(1) 「領土」で、千島に関する部分(4)を削除した。千島に関する要望はソ連にたいするもので米国にいうのは筋がちごうからである。

( 10 )

- 18 -

(3) 「再軍備」で、結びの節(3)で「ある地域における戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限のごとき措置によって、相互の間の安全感を強むる考案のごときも考慮の価値あるであろう」を削除し、

(4) 「人権その他」で、「占領管理の間に執られた諸措置または諸制度改革のうち、もつばら占領管理の必要から執られたもの、または、日本の実情にそわないものについては、占領の終了前その改廃のため必要な措置を連合国において執ることを考慮ありたい。そうすることが、日本の占領管理から平和事態への移行を円滑ならしめるゆえんであろう」という1節を末尾に追加し、

(7) 「経済」で、「非軍事化ないしは軍事力制限のために、いわゆる軍事産業として特定産業にたいして制限を課せられること」を非として繰々わが要望を陳弁するところの末尾にある「しかも資源に乏しく原料はほとんど他国より仰がねばならぬ日本にたいしては、軍事力再興は、ようくに阻止しうるわけである」というくだりを削除したものである。

改訂版の全文は、付録4に収めてある。

## 第5 1月29日の総理ダレス会談

29日午後4時、総理は三井本館でダレス特使と会談された。

ダレス大使は、

「3年前条約ができれば日本にとって今日にくらべよほど悪条件のものができたろう。今日われわれは勝者の敗者にたいする平和条約をつくろうとしているのではない。友邦として条約を考えている」

とのべ、これに対し総理は、

「講和問題について自分の考えているところは、昨年5月申したところと今も変りない。日本はアムール・ブルー自尊心一をきずつけられずして承諾できるような条約をつくつてもらいたい。平和条約によつて独立を回復したい。日本の民主化を確立したい。セルフ・サポートの国になりたい。かような国になつたうえで、日本は自由世界の強化に協力したいのであり、また、日本にとって一番大事な点である日米間における強固な友好関係の確立も可能になると思う。要するに、日本

( 11 )

- 19 -

が自由世界の強化に寄与できる国となり、また、日米間に強固な友好関係を打ち立てるような平和条約を締結したい。

占領中日本が要請されて実施した各般の改革のごときも随分日本の実情を無視しまた、日本の自立を阻害しているものがある—憲法における家族制度の廃止のごとき、事業者団体の活動や労働関係の法制のごとき—これらは、占領軍が日本にいる間に占領軍の手で実情に即するよう改廃されることを希望するのも上述の二つの目的にでるものである。

この要請をマ元帥にだして措置してもらうつもりである」

と答えられた。

すると、ダレス特使は

「それはそうだろうが、日本は独立回復ばかり口にする。独立を回復して自由世界の一員となろうとする以上、日本は自由世界の強化にどういう貢献をしようとするのか。今、アメリカは世界の自由のために戦っている。自由世界の一員たる日本は、この戦にいかなる貢献をしようとするのか」

と反問し、

総理は、

「いかなる貢献をなすかといわれるが、日本に再軍備の意思ありやを知られたいのだろう。今日の日本はまず独立を回復したい一心であつて、どんな協力をいたすかの質問は過早である。自主独立の国になれるかどうかが、今、問題であつて、それが実現をみた後ではじめて日本がどんな寄与をなせるか、なす心算であるか答えられる。

再軍備は、日本の自主経済を不能にする。対外的にも、日本の再軍備にたいする危惧がある。内部的にも、軍閥再現の可能性が残っている。再軍備は問題である。二つの世界が対立抗争している世界において、米国は、日本を広い意味で米国の圏内にインコーポレートして考えてもらいたい」

とのべられた。

その間ダレス特使はすこぶる不興気な顔色を示した。が、ちょうどふたりでマ元帥に挨拶にいく時間となつたので、会談はここで打ちきられ、総理と特使はつれだつて総司令部に赴きマ元帥と会見された。

総理から、マ元帥にむかい

「今、ダレス大使ははなはだ困った質問をしてわたしを苦しめておられる。自主独立を実現するために平和条約を希望する日本に、いかなる寄与を自由世界にたいして日本はなすつもりなりやと責められる」

といわれた。マ元帥は、微笑してダレス大使を顧み、

「自由世界が、今日、日本に求めるものは、軍事力であつてはならない。そういうことは実際できない。日本は軍事生産力をもつている。労働力をもつている。これに資材を供給して、この生産力をフルに活用し、これを自由世界の力の増強に活用すべきである」

と特使説得につとめ、語をついで

「これから会談中意見が対立し困難な場面にたちいたる場合には、いつでも仲介役をつとめよう。総理の考えはよく承知している」

といつた。

かようにしてマ元帥は再軍備論議において総理に軍配をあげた。

なお、三井本館での会談の席上、総理はダレス特使にたいし

(イ) 26日受領した議題のうちには技術的な事項も相当あり、これらについてはすでに多少研究もしてあるので、わが方の見解を明30日午後6時におとどけする。

(ロ) 国会開会中であり、よんどころない支障があるときは、井口次官が代理として話しあいをする

ことに打ちあわされた。

総理から井口次官とふたりで伺つたところによつて当時作成した会談メモは、付録5に収めてある。

## 第6 議題にたいする「わが方見解」の作成

1 事務当局—高橋・安藤、後宮、藤崎、西村一は、総理の命をうけ29日夜を徹して先方に提出すべき「わが方見解」を作業した。堀田大使同席。

講和問題にたいする日本の根本的立場はすでに三井本館で総理から譲り開陳されており、また、総理の約束された文書は議題表に掲げられてある事項にたいするわが方の見解であったので、しぜん事務当局は上記「対処案」改訂版の第2部を基礎としこれを簡潔にし、同時に、足らざるを補完する方法をとつた。

2 作業は、目黒公邸の階下の一室で行なわれた。夕食に寿司がとどけられた。晩食を終えて和服にくつろがれた総理が室にはいつてこられ、椅子によつて葉巻をくゆらしながら、しばらくの間作業者の労をねぎらわれた。その間、事務当局が「領土」とか「安全保障」とか「再軍備」といつた高度に政治性のある事項について「わが見解」をどう表現するかにすこしためらうと、「そこはこういいたまえ」と文言をみずから口述されたところもあつた。

文書の冒頭に挿入された「この文書に開陳してあるところは、予の私見であつて、まだ閣議にはかつた政府の見解ではないことを明らかにしておきたい」の文言や、(1)「領土」の1のなかの「米国の軍事上の必要についてはいかようにでも応ずる用意がある」のつぎに加えられた「バーミューダ方式による租借も辞さない」の文言や、(2)「安全保障」の2の「日本は、自力によつて国内治安を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によつて國の安全を確保したい」という文言や、(3)「再軍備」の3の「自由世界の共同防衛にたいする日本の特定の寄与の問題については協議いたしたい。われわれはこの共同防衛に積極的に寄与したいと思つてゐる」の文言は総理の口述された文言そのものである。沖縄・小笠原を「租借地」として提供していいから信託統治にすることを思いとどまつてほしいといわれる総理の勇断にいたく感銘したこと覚えている。

3 作成された「わが方見解」は、つぎのようなものであつた。

#### 特定事項について

この文書に開陳してあるところは、予（吉田総理）の私見であつて、まだ閣議にはかつた政府の見解ではないことを明らかにしておきたい。

##### (1) 領 土

1 沖縄・小笠原諸島は米国の信託統治のもとに置かれることが提案されている。米国の軍事上の必要についてはいかようにでも、応ずる用意がある。バーミューダ方式による租借も辞さない。日米両国の永遠の盟邦関係の確立という大局的見地から提案の再考を切に望みたい。

2 日米の永遠の友好関係のために次の諸項を考慮されたい。

- (1) これらの諸島を信託統治にする必要が解消した暁には、これら諸島が日本に返還さるべきものと期待する。
- (ロ) 島民の地位について、日本の国籍を保有せしめたい。
- (ハ) 日本を共同施政者（ジョイント・オーソリティ）とされることを提言したい。
- (二) 小笠原諸島・硫黄島の住民であつて、戦争中（日本によつて）および戦後（米国によつて）日本本土に引揚させられているもの（計約8,000名）について、原島復帰を許されたい。

##### (2) 安 全 保 障

安全保障に関する日本の見解は、次のようにある。

- 1 國の安全は、その國民自らによつて守られねばならないものである。敗戦後の日本は、不幸にして、自己のみに依存するを得ない状態にある。
- 2 日本は、自力によつて国内治安を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によつて國の安全を確保したい。
- 3 前述の日米間の協力体制は、平等のパートナーとしての國と國との間における安全保障のための協力関係として、平和条約とは別個に成立せしむべきである。

##### (3) 再 軍 備

- 1 当面の問題として日本は再軍備できない。けだし、

(1) 日本人は、太平洋戦争の苦い経験で、心底から戦争を嫌惡しておる。再軍備論は世論の一部にでていることは事実であるけれども、これらの議論は、いまだ問題の本質を究明した上の議論ではない。また、必ずしも大衆の感情を表わしているとは思わない。

(ロ) 今日、日本の最も必要とするものは経済の自立であり民生の安定である。日本の経済は、戦後5年半にして相当回復した。これすら、米国からの援助に負うところ大である。いまだ基礎せい弱であつて、しかも近代的軍備に必要な基礎資源を欠如する日本経済にたいして、いま、再軍備の負担が加えられるならば、日本経済は、たちどころにその重圧のもとに崩壊し民生は貧弱化し、そこに、共産陣営の好個の狙いである社会不安が醸成されよう。國の安全保障のための再軍備は、逆に、國の安全を内部から危殆ならしめるであろう。今日、日本の安全は、再軍備よりも民生の安定にかかるることはるかに大である。

(4) 対外的には、日本の軍国主義の再現を恐れる諸国がある。国内的には、旧軍閥の再現の可能性なしとはいえないじゅうぶな事由がある。したがつて、国の安全保障を再軍備以外の方途において発見しなければならない。

2 現在、国際的の平和は国内の治安と直結しているのであり、この意味において、日本は、国内治安の維持について、完全に独力をもつて対処する責任を果す用意がある。これがため、警察予備隊および海上保安隊の人員の増強と装備の補強とを早急に実現する要がある。

3 自由世界の共同防衛にたいする日本の特定の寄与の問題について協議いたしたい。われわれはこの共同防衛に積極的に寄与したいと思つている。

#### (4) 人権その他

1 日本は、世界人権宣言の趣旨に全面的に賛成であり、その諸原則は、日本国憲法にじゅうぶん取りいれられている。人権の尊重について宣言することを必要とせられるならば、それに異存はない。

2 占領管理下に樹立された諸制度をそのまま恒久化することになるような規定を平和条約に設けることは、避けられたい。

占領管理の間に執られた諸措置または諸制度改革のうち、もっぱら占領管理の必要から執られたもの、または、日本の実情にそわないものについては、占領の終了前その改廃のため必要な措置を連合国において執ることを考慮ありたい。そうすることが、日本の占領管理から平和事態への移行を円満ならしめ、かつ、日米友好関係を強固にするであろう。

#### (5) 文化

日本は、国際の文化交流に積極的に協力しうることを熱望する。また、とくに、米国との文化関係の緊密化は、両国親善の根本問題であるから、文化的提携を増進するようあらゆる措置をとりたい。

#### (6) 国際福祉

従来から日本が当事国であるこの分野における各種の国際条約のほか、戦争中および戦後締結された条約たとえば国際保健機関憲章、国際衛生条約等に参加し、その義務を忠実に履行して、国際福祉の増進に寄与したい。

#### (7) 経済

日本は、経済活動にたいしなんらの制限をも設けないことを希望する。

もし日本の非軍事化ないし軍事力の制限のために、いわゆる軍事産業として特定産業にたいして制限を課せられるがごときがあれば、事実上平和産業にたいして制限を加えられることになり、日本の経済自立に多大の支障を与えるであろう。たとえば、造船業についていえば、通商を生命とする日本にとって、船腹の確保は不可欠の要件であるから、軍事力に転用しうるとの理由で、船舶保有量・船型・速力または造船能力を制限されることは、日本の平和的経済活動にたいする重大なる制約となる。

その他、製鉄・軽金属・金属加工機械・石油精製・人造ゴム・人造石油等についても同様である。

また、日本の国際通商における競争を制限するために、特定産業を制限されるがごときは、フェア・トレードの精神よりしてもありえないことと信ずる。

#### (8) 通商

1 日本の経済自立がかかるて貿易にあり、また、日本は貿易を通じて世界の経済繁栄に寄与せんとしているのであるから、いずれの国とも相互に最惠国待遇を与えあい、互恵に基づく通商関係がすみやかに確立されることを切望する。

2 通商航海条約締結前にあつても、最惠国待遇を日本と平和条約締結国との間に相互に与えあうことが平和条約に明記されることを望む。

3 通商の促進・通商における対等・緊密なる関係を設定するための既存の国際条約（工業所有権保護条約・国際労働条約など）を遵守するとともにすんで戦後締結されたこの種の国際条約（とくに国際通貨基金・国際復興開発銀行・貿易関税一般協定）への参加を熱望する。

#### (9) 漁業

1 公海における漁業の自由という国際法の原則にのつとり、普通の主権国に課せられない特別の制限を課せられないことを期待する。

2 日本は、国際法・国際条約および国際漁業慣習を厳格に遵守し、かつ、漁業資源の保護および調査のための国際的な企図に誠実に協力する。

3 如上の原則にしたがい日本は、鯨・オットセイ・ハリバット・鮭・マグロ等の漁業資源の保護または調査のための既存国際条約に協力するとともに、とくに米国との関心をもつ漁業資源の保護について、具体的に了解をとげる用意がある。

## (10) 賠償および戦争に基づく請求権

## 1 賠 償

工業施設による賠償については、すでに撤去済の施設以上に取立てが行なわれないよう切望する。

生産物賠償または金銭賠償については、終戦後米国より巨額の援助を受けしかもなお戦前の国民生活水準の恢復にも到達しない日本経済にたいして背負いきれない重圧となり、経済復興を長く不可能ならしむるものであるから、かようなことがないことを望む。

## 2 戦争に基づく請求権

米国提案の6の通りきめられて異議はない。  
なお、

## (1) 在 外 資 産

現実に戦闘行為に入らなかつた連合国にあるものについては返還願いたい。また戦闘に入った連合国にある在外資産についてもできれば私有財産については特別の考慮が払われるが願わしい。これも請求権の補償にあてられる場合は、日本政府の右資産所有者にたいする補償については、日本の財政に重大なる影響を及ぼす問題であつて、日本政府は諸般の事情を勘案して公正な措置を講ずる所存であるので、日本政府の裁量に一任されることを希望する。

## (2) 掠 奪 財 産

すでに大部分を返還しているので、平和条約締結前に是非とも完了して打ちきるようになりたい。

## (3) 連 合 国 貢 産

できうるかぎり速かに返還を完了しうるように取計われたい。

## (4) 日 本 の 金

現にカストディされている金は、掠奪財産および連合国財産に該当するものを除き、日本に返却せられたい。

## (11) 戦 後 債 務

日本は、債務については、返済したいと考えている。

## (12) 戦 爭 犯 罪 人

下記を懇請する。

## 1 新しい訴追をしないこと。

2 平和条約の成立の機会に、連合国において戦争犯罪人にたいして大赦の措置を執られること。

3 戦争犯罪人にたいする刑の執行は、日本に一任すること。

(在内地受刑者 1378名、同未決 2名、在外受刑者 759名、同未決 36名—昭和26年1月1日現在)

## (13) 手 続

(1) 日本は、1日も早く1国とでも多くの国と平和条約を締結したい。  
(2) したがつて、手続の故に条約の締結が延引するがごときこと、および、参加国を多くするために日本の発展を阻害するような内容のものとなすことは、回避されたい。

4 「わが方見解」は、30日小畠くんの手で英訳された。小畠くんは、いつものようく、和文をそしやくして達意の英文にしてくれた。総理は、こと英文となると、小畠くんの英文に絶大の信頼をおいておられた。英文を提出すると「たれが訳したのか」ときかれ、「小畠くんです」といえばだまつておられた。われわれの手で書いたといえば、「小畠くんにみてもらえ」といわれるのが口癖であった。

「わが方見解」の英文は、つぎのようなものであつた。

Note: I am setting forth below my private views, on which the cabinet is yet to be consulted. They do not, therefore, represent necessarily the official and final opinion of the government.—S. Y.

## Suggested Agenda

## I. Territorial

1. It is proposed that the Ryukyu and Bonin Islands be placed under U.N. trusteeship with the United States as administrating authority. While Japan is ready to meet in any manner American military requirements, and even to agree to a lease under the Bermuda formula, we solicit reconsideration of this proposal in the interest of lasting friendly relations between Japan and the United States.
2. We ask that the following points be considered in the interest of the lasting American-Japanese friendship.

- (a) It is desired that these islands will be returned to Japan as soon as the need of trusteeship disappears.
- (b) They be allowed to retain Japanese nationality.
- (c) Japan will be made a joint authority together with the United States.
- (d) Those inhabitants of the Bonin Islands and Iwojima who were evacuated to Japan proper, either during the war by Japanese authorities, or after the war's end by U.S. authorities, who number about 8,000, will be permitted to return to their respective home islands.

## II. Security

The views of the Japanese government on Security are as follows.

1. The security of a nation must be preserved by the nation itself. Unfortunately defeated Japan cannot rely upon herself alone for self-protection.
2. Japan will ensure internal security by herself. But as regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially of the United States is desired through appropriate means such as the stationing of troops.
3. Such an arrangement, as indicated above, should be made apart from the peace treaty, as providing for cooperation for mutual security between Japan and America as equal partners.

## III. Rearmament

1. As a question for the immediate present, rearmament is impossible for Japan for the reasons as follows.

(a) There are Japanese who advocate rearmament. But their arguments do not appear to be founded on a thorough study of the problem, nor do they necessarily represent the sentiment of the masses.

(b) Japan lacks basic resources required for modern armament. The burden of rearmament would immediately crush our national economy, and impoverish our people, breeding social unrest, which is exactly what the Communists want. Rarmament, intended to serve the purposes of security, would on the contrary endanger the nation's security from within. Today Japan's security depends far more on the stabilization of people's livelihood than on armament.

(c) It is a solemn fact that our neighbor nations fear the recur-

rence of Japanese aggression. Internally, we have reasons for exercising caution against the possibility of the reappearance of old militarism. For the immediate purpose we should seek other means than rearmament for maintaining the country's security.

2. Nowadays international peace is directly tied up with internal peace and order. In this sense, we must preserve domestic peace, for which we are determined to assume full responsibility by ourselves alone. For this purpose, it will be necessary for us to increase forthwith the numbers of our police and maritime security personnel and reinforce their equipment.
3. We desire consultation on the question of Japan's specific contribution to the common defense of the free world, in which we are eager to play a positive role.

## IV. Human rights, etc.

1. Japan supports without reservation the Declaration of Human Rights. The various principles set forth in that declaration are fully embodied in our new constitution. If you should deem it necessary for Japan to make a declaration on this matter, we have no objection.
2. It is desired that the peace treaty will avoid any stipulation calculated to perpetuate rigidly and unalterably the various reforms effected under the Occupation.

It is hoped that prior to the termination of occupation the Allied Powers will consider the abolition or modification of such measures as have been taken solely for the purposes of occupation control or those that have proved unsuited to the actual conditions of Japan. This would facilitate smooth transition from occupation to normalcy and serve to promote the friendly relations between Japan and America.

## V. Cultural Relations

It is our fervent wish to be allowed to take a positive part in the cultural interchange between nations. The strengthening of cultural ties between Japan and the United States is a fundamental question that concerns the Japanese-American friendship. We would like to take all possible measures to promote cultural cooperation between the two countries.

## VI. International Welfare

Japan will observe faithfully all the prewar international agreements in this field, to which she is a party. We are also ready to adhere to other agreements made during and after the war, such as the Constitution of World Health Organization and the International Sanitary Convention.

## VII. Economics

It is hoped no restrictions will be imposed upon Japan's economic activities.

If for the sake of demilitarization or for elimination of war potential certain industries were to be designated as "war industries" and subjected to restriction, it would mean penalizing peace industries, and seriously hamper the progress of Japanese economy toward self-support. Take shipping, for example. To Japan as a trading nation, it is essential to possess an adequate tonnage. If on the ground that ships can be turned to war use Japan were to be restricted in tonnage, type and speed of vessels, or the ship-building capacity, her peaceful commerce would suffer disastrously. Likewise any restrictions on the manufacture of steel, light metals, synthetic rubber or oil, etc., would mean restrictions on peace industries.

Again it would be incompatible with the principle of fair trade to restrict certain industries with a view to checking Japanese competition in international commerce.

## VIII. Trade

1. Japan lives on trade. It is through trade that she can best contribute to world prosperity. It is earnestly desired to establish speedily with all countries trade relations based on reciprocity and on mutual extension of the most favored nation's treatment.
2. It is hoped that the peace treaty will expressly provide for this mutual extension of the most favored nation's treatment between Japan and a country concluding peace with her even prior to the signing of a treaty of commerce and navigation between them.
3. Japan will observe strictly the various prewar international treaties to which she is a signatory, providing for the promotion of trade and for the establishment of equal and intimate trade relations (e.g. the Industrial Property Protection Convention, International Labor

( 22 )

- 30 -

Convention, etc.); and furthermore she desires to participate in the similar postwar international treaties (especially, the International Monetary Fund, the World Bank and the General Agreement for Trade and Tariff).

## IX. Fisheries

1. Freedom of fishing on the high sea being a recognized principle of international law, we expect that Japan will not be subjected to special restrictions such as are not imposed upon sovereign states.
2. Japan will scrupulously observe all international law, international agreements and usages; she will cooperate wholeheartedly in all international undertakings and programs for the conservation and investigation of fishery resources.
3. Accordingly Japan will cooperate in the execution of the existing international agreements on the protection and investigation of the fishery resources including whales, seals, halibut, salmon and tuna. With respect to United States conserved fisheries, we are prepared to reach a concrete understanding.

## X. Reparations and war claims

### 1. Reparation

It is desired that no industrial facilities will be taken away for reparation beyond those which have already been removed; and no reparations from current production or in money will be demanded inasmuch as Japan, despite the enormous American aid, is still unable to regain her prewar living standard.

### 2. War claims

We have no objection to the arrangement as outlined under 6 of the Suggested Agenda. But we submit the following.

- (a) Japanese assets abroad. It is desired that all Japanese assets in those of the Allied countries, which did not actually engage in hostilities, will be returned. Of the Japanese property in the countries which engaged in hostilities, special consideration will be given, if possible, with respect to privately owned assets. In case these are also to be applied to the payment of war claims, it is requested that the question of compensations to their owners be left to the discretion of the Japanese government. This is a matter that will have a serious bearing upon Japanese economy, and the government will take an equitable measure by taking the various circumstances into consideration.

( 23 )

- 31 -

(b) Looted property. Restitution has been effected for the most part. It is desired that it will be completed and brought to an end with the conclusion of peace.

(c) Allied assets in Japan. It is desired that the necessary steps will be taken to permit the completion of their restoration as soon as possible.

(d) Japanese gold. It is desired that all gold, still being impounded, will be returned excepting what constitutes looted property or Allied property.

#### XI. Postwar claims

It is the intention of the Japanese government to liquidate all postwar indebtedness.

#### XII. War criminals

We request the following:

1. No more new arraignments.
2. An amnesty on the occasion of the conclusion of the peace treaty.
3. Transfer to Japanese authorities the execution of sentences.

Note: As of January 1, 1951, there were 1,378 war criminals serving prison terms and 2 on trial in Japan, while overseas 759 were in prison and 36 on trial.

#### XIII. Procedure

1. We want to conclude peace as soon as possible and with as many countries as possible.
2. We hope that there will be no delay in the making of the treaty for procedural reasons; and that the substance of the treaty will not be sacrificed for the sake of winning more adherents.

5 総理は、英文「わが方見解」を閲読され一目黒公邸、井口、小畠、西村同席—その結果

(イ) 冒頭まえがきから “Which the cabinet is yet to be consulted. They do not, therefore, represent necessarily the official and final opinion of the government” —原文の「まだ閣議にはかつた政府の見解ではない」に該当する一を削除する。

(ロ) (2)「安全保障」の1を落とす。すなわち、原文の「1. 国の安全は、その国民自らによつて守られねばならないものである。敗戦後の日本は、不幸にして、自己のみに依存するを得ない状態にある」に該当する “1. The security of a nation must be preserved by the nation itself. Unfortunately defeated Japan cannot rely upon herself alone for self-protection” を落とす。

(ハ) 同じく(2)「安全保障」の2の第1文章 “Japan will ensure internal security by herself” —原文の「日本は、自力によつて国内治安を確保し…」に該当する部分一を1とする。

(ニ) 同じく(2)「安全保障」の2の第2文章 “But as regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially of the United States is desired through appropriate means such as the stationing of troops” —原案の「対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によつて国の安全を確保したい」に該当する部分一から冒頭の But と末尾の “such as the stationing of troops” を削除したものを2とする。

(ホ) 同じく(2)「安全保障」の3で冒頭の “Such an arrangement, as indicated above,.....” —原文の「前述の日米間の協力体制は、…」に該当する部分一を Any arrangement for this purpose と改める。

(ヘ) (3)「再軍備」の1の書きだしの文章の末尾にある “for the reasons as follows” —原文の「けだし」に該当する一を削除する。

(ヒ) (4)「人権その他」の2の第1項末尾にある “the various reforms effected under Occupation” —原文の「占領管理下に樹立された諸制度」に該当する一を “the laws and institutions established under the Occupation” に改める。

(ヘ) 同じく(4)「人権その他」の2の第2項のなかほどにある “transfer from occupation to normalcy” —原文の「日本の占領管理から平和事態への移行」に該当する一を “transfer from occupation rule to normal administration” と修正する。

(リ) (10)「賠償および戦争に基づく請求権」の1. 賠償に関する部分の末尾の2行 “inasmuch as Japan, despite the enormous American aid, is still unable to regain her prewar living standard” なる文句—原文の「終戦後米国より巨額の援助を受けしかもなお戦前の国民生活水準の回復にも到達しない日本経済にたいして背負いき

れない重圧となり、経済復興を長く不可能ならしむるものであるから」に該当する一を削除する。

(イ) 同じく(イ)「賠償および戦争に基づく請求権」の2. 「戦争に基づく請求権」の書きだしの文章のなかの “the Suggested Agenda” —原文の「米国提案」に該当する一を the 7 Principles と改める。

(ロ) 同じく(ロ)「賠償および戦争に基づく請求権」の2. 「戦争に基づく請求権」の(ロ)「掠奪財産」の第2文章 “It is desired that it will be completed and brought to an end with the conclusion of peace” —原文の「平和条約締結前に是非とも完了して打ちきるようにしたい」に該当する一を “It is desired that the matter will be considered closed with the conclusion of peace” と修正する。

(ハ) 同じく(ハ)「賠償および戦争に基づく請求権」の2. 「戦争に基づく請求権」の(ハ)「連合国財産」のなかの to permit the completion of their restitution —原文の「返還を完了しうるよう」に該当する一を to complete their restitution とする。

(カ) 同じく(カ)「賠償および戦争に基づく請求権」の2. 「戦争に基づく請求権」の(カ)「日本の金」に関する文章の末尾の excepting what constitutes looted property or Allied property —原文の「掠奪財産および連合国財産に該当するものを除き」に該当する一を削除する。

(キ) (キ)「手続」の1の We want to conclude —原文の「日本は…締結したい」に該当する一を We want and expect to conclude と改め、ついで、as soon as possible and —原文の「1日も早く…」に該当する一を forthwith に改める。

などの修正が加えられた。多くは総理の発意による。英文の改善は小畑くん自身の発意によるものである。

## 第7 「わが方見解」の交付

「わが方見解」は、総理のイニシャルを付して、30日午後6時30分松井（明）秘書官によつてシーボルト大使を通じてダレス特使に、また、井口次官によつてバンカーハ大使を通じてマックアーサー元帥にとどけられた。

「わが方見解」には、6. 「国際福祉」にいゝ「從来から当事国であるこの分野のすべての戦前の国際協定」のリストが添付されていた。

「わが方見解」の英文および原文（和文）は、付録6に收めてある。

「日本が当事国となつてゐる国際福祉に関する国際条約」リストは、付録7に收めてある。

## 第8 1月31日の総理ダレス会談

1月31日午後2時ないし3時半、三井本館の外交部で総理・ダレス特使の第2回会談が行なわれた。

わが方から井口次官が同行し、先方はジョンソン次官補、マグルーダー少将、シーボルト大使、アリソン公使が同席した。

席上、ダレス特使は、わが方の30日夕提出した見解ないし要望にたいして先方の意見を開陳し、各項目についてコメントするところがあつた。コメントの趣旨は、次のとおりである。

### 1 領 土

国民感情はよく解かるが、降伏条項で決定済であつてこれを持ちだされることはアンフォーチュネートである。

セットルしたことと考えてもらいたい。

### 2 安 全 保 障

共産主義の滲とう、サボタージュ、攬乱行為にたいする対抗手段は、おたがいのネーションが自らやるべきで1に書いてあることは尤もだ。

それ以上の場合

(イ) 小規模な武力攻撃にたいする防禦は、日本の自力では足りぬかもしけぬから、米国も援助する。日本が防衛できるようになるまで米国の軍隊がいる。しかし、永久駐兵というわけにはいかぬ。日本の防衛力ができるにつれ縮少していく。

(ロ) 大規模な侵略にたいする防衛は、集団保障による外はない。1国だけではできぬ。米国といえどもしかり。

安全保障について両3日中にたがいに委員を指名して案をつくらせることにしたい。

### 3 再 軍 備

経済上の困難など書いてある困難は解かる。しかし、これは自由世界の防衛に貢

献しない弁解とはならぬ。これらの困難に打ちかつて何らかの貢献をしてもらいたい。

国連に加盟すれば国連の安全保障に貢献すべきである。

警察力の強化をいわれるが、これは第1段階とすべきで、その後についていかなる手段を執るかを考え徐々に実行していくことを考えてほしい—多くを期待しないが。

これについては前述の委員をして案をワークアウトさしたい。（ジョンソン、マグルーダ、アリソン、シーボルトを米側はだす）。

#### 4 人権その他

- 1 宣言でやることに異存ない。
- 2 日本は民主化の精神をつづけていくものと了解する。条約で押えることは適当でない。

後半は平和条約の問題でないからGHQに要望を出し、写しをシーボルトへよこしてほしい。

#### 5 文 化

日米文化交流の緊密化に同意。

ロックフェラーが熱意をもつて各方面と接触している。

#### 6 国際福祉

了承。

#### 7 経 済

米国は原則として賛成である。しかし、フィリピン、ビルマなどに反対があるの

で米国は苦心している。

#### 8 通 商

米国は原則として賛成である。しかし、ダンピングについて注意ありたい。

#### 9 漁 業

西海岸の業者がブリストル湾の問題をさわぎたてている。日本が自発的な紳士協定で解決することを案出してほしい。それは将来の法的権利をサレンダーしなくてすむ筈である。

#### 10 賠償および戦争に基づく請求権

( 28 )

- 36 -

#### 賠 償

フィリピンなどに異論があるようだが、米国としては大体日本案に賛成である。

#### 戦争に基づく請求権

##### (イ) 在 外 資 産

今までにほとんど処分済みであるから、返還できない。ただ、大使館、領事館関係資産のようなものは返還しよう。

日本人にたいする日本政府による補償については、日本の提案に異存ない。

##### (ロ) 掠奪財産

少し残っていると聞く。打ちきりにできない。条約締結後半年とか1年とかの期間内に裁判所に提訴できるようにする案で前述の委員間で話しあいたい。

##### (ハ) 連合国財産

異存ない。

##### (二) 日本の金

米国は返還したい。何かコンペンセーションを要請するかもしだれぬ。

#### 11 戦 後 債 務

精神は立派だ。どうして返還するか大蔵省とも話してみたい。

#### 12 戦争犯罪人

条約後の新訴追はあるまい。

大赦は1度に全部とはいかない。

罪状によつて緩和することにしたい。

服役の日本移管には言及しない。

#### 13 手 続

早くやることに異存ない。

東京会談後フィリピン、ニュー・ジーランド、オーストラリアについてワシントンに帰れる。3、4ヶ月のうちに条約案はできるだろう。

総理は、先方の発言中に、次のような質問ないし意見をのべられた。

##### 2 安全保障について

immediate danger はどの方からくると思われるか。自分はむしろヨーロッパ

( 29 )

- 37 -

にあると思うが、この点はつきりしないと安全保障の具体案はつくりにくいのではあるまいか。日本に正確な情報がないから、米国の方でよく研究してもらいたい。

### 3 再軍備について

自由世界の防衛強化のため、日本のなしうる協力としては、武力のほかに、日本の生産力がある。造船その他今日日本のもつている生産余力について情報を提供しよう。

### 7 経済について

自分の記憶によれば、日本の造船能力は年間70万トンくらいであるが、現在その半分しか利用されていない。これをフルに動かすことが日本の経済自立のために必要である。

### 8 通商について

ダンピングについては日本でも安売防止に努力している。今後も努力する。そのため輸出組合の結成など必要な措置を執りたいのだが、独禁法とか事業者団体法などからくる困難がある。これらの困難を除去することに好意的な考慮をお願いしたい。

会談の内容は、以上につきる。

同席した井口次官の口述によつて作成した会談メモは、付録8に収めてある。

「わが方見解」にたいする先方の反応は、ほぼこちらの予期したとおりであつた。ただ、1点「領土」について「解決済である」「持ちだしてはならぬ」という態度、日米間に恒久の友好関係を樹立するためには領土という国民感情上の根本問題にわだかまりを残しておいてはならないとの確信から沖縄・小笠原の本国残留を実現するためペリューダ方式による租賃まで申しでられた総理の勇断にたいし些の反応も示さないで「解決済」でう冷い鉄のとびらをおろした先方の態度は、事務当局にとって一総理は平常の顔色・平常の態度でいられたが一まことにショッキングであつた。井口次官は、口述しながら、「君、ダレスのいつた言葉をくりかえしてみようか。こういつたよ」と特使の原語をくりかえした。それがそのままメモに日本語に訳して記録してある。会談メモの添書や総理が提出を約束されたわが国の生産能力に関する資料の作成手配などに追わ

れて時間をすごし、総理の好意でその夜を公邸の2階の客室一正面玄関の上にある一の高いベッドに身をよこにした筆者は夜の明けるまでついに眠れなかつた。

### 第9 2月1日ないし6日の事務レベル接衝

1月31日の総理・ダレス第2回会談のあと、2月6日までは両者の会談は行なわれなかつた。この間、第2回会談で先方が示唆したように井口次官（西村同道）とアリソン公使（ジョンソン次官補、マグルーダ少将、バブコック大佐同席）との間に双方の意見調整を試みた。

この事務レベル接衝においてわが方から提出した文書は、例外なく、事前に総理の承認をえ、または、総理の指示にもとづくものである。とくに事務レベル接衝の冒頭2月1日の会談で「安全保障について平和条約に挿入すべき条項」と「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」を提出した経緯は、これまでの会談で総理が特使の再軍備の熱心な説得にあくまで反対をつづけマ元帥の支持をえて持論を貫徹されたことに起因する使節団の失望が「日本の総理は特使の誠意を理解してくれない」あるいは「日本の総理は特使の英語を解つていられるだろうか」といった言葉となつて使節団のフィアリーから井口・白洲（次郎）、田中（弘人）の3人に洩らされるにいたつたことを心配した井口・西村が「この際かねて用意してある安全保障に関する具体案をわが方から提出することによつて会談を具体問題の討議に移行させることが今次会談に実質的成果を期待する最善の途であると考える」旨をのべて総理から両案提出の許可をえたのであつた。

#### I. 2月1日の会談

2月1日午前11時から正午まで。三井本館で。

わが方 井口 西村

先方 アリソン ジョンソン マグルーダ バブコック

わが方から安全保障に関し平和条約に挿入すべき条項と「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」を提出し、これにつき逐条検討しながら質疑応答を重ねた。

両提案は、かねて用意してあつたもの一作成の経緯は本調書前巻につまびらかである一で、全文付録9に收めてある。

会談メモは「当方の交付したる協定案はすこぶるヘルプフルなりといえり」と記録している。

質疑応答は「構想」に関するもので、その主なものは、

#### 第1 米国の責任について

国連が日本にたいする侵略の存在を決定するときは、米国は対抗措置を執ることになつてゐる。しかし拒否権のため国連の決定が成立しない場合がある。この場合はどうなるかとの質問があつて、当方からそれは第3の憲章第51条による自衛権の発動によつてカバーされると答え、先方は満足した。

#### 第2 日本の責任について

日本にたいし侵略があつた場合日本は可能なすべての手段によつて米国に協力するというがどういう協力を与えうるのかとの質問があつて、当方から考えうるすべての手段たとえばフィジカルフォースとしては警察力もあり工業生産力もあり施設提供もあり運輸もあり、法律上も事実上もできるすべての手段がふくまれると説明した。

#### 第4 米軍の駐屯について

米軍の移動の自由を規定していないのはこれを否定する趣旨かとの質問があつた。もちろん認めるものである。当方の案はひとつの構想のアウトラインを書いたものであつて案文はさらに精密に書きあらためるべきものであると答え、先方了承した。

駐屯地点、施設、兵力などを公表しないとあるのはどういう理由かとの質問があつた。このような事柄は米国の軍機に属するもので公表される協定に掲記すべき性質のものではない。だから共同委員会で決定するとして公表を回避したのであると答え、先方了承した。

#### 第5 協議条項について

両国の領土または独立にたいし脅威があると認めるときは協議するとする条項は適当である。

この協定の内容をなす事項について、米国では国務省と国防省とがある。日本には外務省だけがある。日本にも国防省的な中央機関を設けられる必要があると考えると、先方はのべた。

#### 第6 経費について

駐屯軍の費用は米国で負担し日本はその提供する施設や役務にたいし経費を負担する

とあるが、米国は日本の防衛力整備のため財的援助を惜しまないつもりであつてその趣旨から日本の負担の軽減を考えてあげようと、先方はのべた。

#### 第9 共同委員会について

協議事項の場合と同様、日本政府では国の安全に関する諸問題を統轄する国防省とまではいわないが、それに近い中央機関を設置する必要があろう。どう考えるかとくりかえしわが方の意見を求められた。当方は、機関はなくとも専門家がいる。これらの人をテクニシャンとして使うことができると答えるにとどめた。

#### 第10 期限について

構想に「例えれば」として掲げてある10年について、10年できつぱり協力関係が断たれるというのでは、米国は困まる。「日本の安全が実効的に保障されるようになるまで」というようにもつとフレキシブルな方式を希望するとのべた。

わが方の「構想」にたいする先方のコメントの主なものは上述のとおりであった。しかし、このように意見を交換している間に、先方は、一般問題について下記のような意見を開陳した。

##### (イ) 再 軍 備

わが方から日本の協力の具体的な内容について見解をのべた際、アリソンおよびジョンソンとくに前者は、くりかえしきりかえし、米国は日本が警察力や生産力をもつてする以上にすくなくともある程度の地上部隊（グラウンド フォース）をもつて協力することを期待する。日本が現に考えていられる警察予備隊の増強は、現段階において国内治安力を充実するものである。米国の問題とするのは、その次にくる段階としてどの程度の地上部隊を建設しようとされるかの点である。この部隊は、もちろん、徐々に増強していくべきものであつて、その増強につれ米国は日本にある兵力を他に転用することを考えている。すくなくも第1段階において日本がもとうとする地上部隊の規模について承知したい。米国は、財政上、また、機材的にじゅうぶん日本の地上部隊の建設を援助する用意がある、といつてわが方の回答を求めた。

わが方は、わが方の提供しうる生産力が相当なものであることを指摘しつつ、米側の安全保障に関する腹案を承知したい、また、どの方向から日本にたいしインメディエイトな攻撃がくると予想されるか、地上部隊建設について米側で考えている財政上および

物質上の援助の規模をまずもつて承知したいと答え、次回会談において先方から関係資料を提出するよう希望した。

## (d) 太平洋集団安全保障

日本の協力の内容として、アリソン公使は、「時日はかかるかもしれないが、米国は太平洋地域でも北大西洋条約方式の地域的集団安全保障が成立し日本もこれに参加して太平洋の安全保障を確立されることを希望している。日本はこのような地域的集団安全保障にたいしどのようなコントリビューションをなされるつもりであるか」と質問した。

わが方は、日米間の協力協定のもとにおけるわが方の協力についてのべた以上を答えることはできないと応えた。

## (e) 国防省的中央機関の設置

ジョンソン次官補とマグルーダ少将は、日本で国防省的な中央機関を設置する必要があることを言葉つよく主張した。

井口と西村は、両氏の熱のいれかたに驚いた。

## (f) マグルーダ少将の二つの質問

マグルーダ少将からとくに次の二つについて質問があつた。

## (i) 米軍以外の駐在

日本は協力協定のもとで、米国軍隊とともに他国の軍隊が駐在することをどう考えるか。

米軍のみの駐在を日本人はつよく希望していると答えておいた。

## (ii) 再軍備のための憲法改正

再軍備をするため憲法を改正することは困難と考えるか。

現在のところ、憲法改正はデリケートな困難な問題であるとの印象を有すると答えておいた。

さらに、この会談で、わが方から「漁業に関するメモ」と「ダンピングに関するメモ」を先方に手渡した。「漁業に関するメモ」にたいし先方は、エキスパートに研究させようといつた。

「漁業に関するメモ」は1月31日の会談でダレス特使が「西海岸の業者がプリスト

ル湾の漁業問題をさわぎたてている。日本が自発的な紳士協定で解決することを案出してほしい」と総理にのべたにたいしわが方の意向をまとめたものであつて、

- 「1 一方的措置として日本政府は次の措置をとるであろう。
- 2 日本政府は、国際漁業協定および条約を誠実に遵守する政策をあらためて確認しかつ、あらゆる水域における保存漁場のいかなる侵犯をも厳重に禁止するであろう。
- 3 政府は、政府および産業界の代表から成る委員会を設け上記の禁止が完全に守られているかどうかを監督させるであろう。
- 4 委員会において違反行為があつたと認められた当事者は、漁業許可の取消しをふくむ厳罰に処せられるべきである。
- 5 正当に任命された他国政府の代表者は、オブザーバーとして委員会に出席するよう招請されるであろう」

とする思いきつた内容のものである。

「ダンピングに関するメモ」は、同じく1月31日の会談でダレス特使が「通商」に関するわが方の見解にたいし「米国としては原則として賛成である。しかし、ダンピングについて注意ありたい」と総理にのべたので、いわゆる日本ダンピング論の蒙をとくべくわが方の見解を簡明にしたるものである。「輸出および輸入における公正競争について」という表題のもとに

「日本の輸出産業は極端に多数の中小企業の存在が特徴である。その当然の結果として、不当な値下げ競争が起り輸出商品の品質が低下する。」

このような慣行を防止する唯一の方法は、輸出業者組合をつくり相互の合意によつて値下げ競争の悪習をのぞくことである。しかし、このような組合の結成や価格協定の締結は独占禁止法と事業者団体法によつて禁止されている。

日本政府は、公正取引の慣行を確保するため輸出業者組合法の制定または他の同種の立法措置をとることを許されるよう希望する」

とした。

「漁業に関するメモ」は、総理の考えをたたきながら、事務当局において作成したものである。しかるところ、2月8日午前、目黒公邸で広川農相は、農林省作成の「日本の経済自立の基礎としての食糧および漁業に関する要望事項」と題し講和条約締結に関

連して(1)食糧輸入の確保、(2)漁区の制限の撤廃、(3)農民の海外移住の3事項について具体的な要請を開陳した文書を条約局長に渡された。文書には「本文ダレス氏に提出します、外務省係官とも相談すみ、御叱正を乞います」と記入してあつた。総理に報告、その指示でこれは提出されなかつた。文書に「これは、提出されなかつた。西村記14—2—51」と記きこんである。

「ダンピングに関するメモ」は、1月31日午後奥田通産次官が日黒公邸に持参された「輸出貿易における公正取引の確保に関する件」なる比較的長文の調書を簡単にしたものである。

2月1日の会談メモは、付録10

「漁業に関するメモ」英文は、付録11

「輸出および輸入における公正競争について」英文は、付録12

農林省作成の「日本の経済自立の基礎としての食糧および漁業に関する要望事項」は付録13

(編注)

通産省作成の「輸出貿易における公正競争について」は、付録14  
にそれぞれ収めてある。

## II 2月2日の会談

2月2日前10時30分から正午まで。三井本館で。

わが方 井口 西村

先方 アリソン ジョンソン マグルーダ パブコック

まず、わが方から、前回会談で先方が問題とした点にたいする回答として用意してきた(1)国家治安省設置に関するメモと(2)再軍備と憲法に関するメモをタイプした一つの文書を提出した。

### 1 国家治安省の設置について

先方は、国家治安省という考えははなはだ結構であるといいつつも、その構成に(i)陸軍省的なものでない、また、(ii)参謀本部らしいものがでないと評した。

こちらから、この役所はポリス部と国防部というような区分をして後者に国防的な役

割をもたせ、参謀本部はこれに付置するという構想であると説明した。

先方は、了解した。

マグルーダ少将は、国家治安省に国警を吸収するという構想に関連して、これは日本の警察の地方分権化という占領政策に関連して最高司令部との関係で考えねばならない点がありはしないかといい、こちらからそのとおり考えていると答えておいた。

### 2 再軍備と憲法について

先方は、メモにのべられている趣旨を了承した。

マグルーダ少将は、再軍備する場合その規模は米国からの援助に依存する(メモの末尾)とあるところについて、日本が自力によつて自衛するため努力する必要があるといった。

これにたいし、当方から、その点は総理が口ぐせのようにいつておられるとおり、日本は自力で国を守る意気込みである。ただ、現実の問題としては、再軍備となれば米国の援助が必要であるとの趣意であると答えた。

つづいて、先方は、前回会談でこちらから提出した「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」を基礎にし、これに米比軍事基地協定等のテクニカルな条項をとりいれたもの「相互の安全保障のための日米協力に関する協定」案(Agreement concerning Japanese-American Cooperation for their Mutual Security)を対案として提出した。

案文をよみながら逐条質疑応答をかさねた。それを終えて、日本側の研究結果を翌3日土曜の午後4時頃までに先方にとどけ、これを先方が4日日曜日に検討しておき、5日月曜日の午前10時30分からさらに会合して討議しようということになった。

こちらから、当座の思いつきとしてのべたことがらの主なものは、

(i) 占領終了のとき連合軍が使用している施設その他はそのまま米国駐屯軍が使用する権利があるとする点は日本人にやや失望を感じさずであろう。

(ii) 「防衛地域」(defense areas)という用語は、日本人に要塞地帯のような広い範囲の地域を連想させるので、おもしろくない。

(iii) 日本の再軍備を予想する条項、または、戦争がおきる場合日本の警察予備隊その他のフォースが米国軍司令官の統轄のもとにはいるという条項のごときものは、内外と

くに国内で憲法と関連して重大な問題をまきおこす心配がある。条約にいれないのが賢明である一  
というのであつた。

国家治安省の設置に関するメモおよび再軍備と憲法に関するメモは「安全保障についての日米協力のための中央機関設置案」(A Central Organ for Japanese-American Security Cooperation)と題する文書に1と2として収めてあつて、

その1には、

「日本区域における国際の平和と安全を維持するため設定さるべき日米協力体制の一部として日本政府において国防的な中央機関を設置することが望ましくはあるまいかという問題が提示された。

日本政府は、この提示にたいし好意的である。ただし、日本再軍備にたいする海外諸国の危惧と非武装国家として日本の本質的性格にかんがみ、かような機関の名称と機構には慎重である必要がある。また、国の行政組織を簡素にし国民の税負担を軽減する必要に意を用いなければならない。

かような諸事情を考慮して、「国家治安省」(Ministry of National Security)と称する1省を設け、警察予備隊、国家地方警察、自治体警察、海上保安庁、国家消防庁、出入国管理庁などを吸収し、国の平和と秩序の維持に関する事務を所管し、かつ、日米の安全保障上の協力に関する事項を処理させるとの試案をもつている。」といふ。

その2には「再軍備と憲法」として

「日本が軍備をもつためには憲法第9条を改正する必要がある。再軍備のためのみに憲法を改正することは、現時点においてはきわめてデリケートであつて困難と判断している。近い将来平和条約が締結されると仮定して、条約締結と同時に直ちに軍隊を設置することは困難きわまる問題であろう。日本政府は、平和条約が締結され、日本が国際社会に復帰するまでは、かつまた、日本人の気持が再軍備にたいし成熟するまでは、警察力の一般概念のなかにはいる physical force を保持することによって実際上再軍備の目的を達するのが最善の方途であろうと信ずる。しかして日本の保持すべきかのような physical force の規模は日本が合衆国から期待できる財的および物的援助に依存する—

と述べている。

この英文は、1日午後西村起案、同日夕黒公邸総理居室で堀田・白洲・井口列席のもとに総理に説明してその了承を得た「安全保障のための日米協力について」なる和文原案を英訳したものである。

なお、この会談では、そのほか「警察法改正案要綱」(Main Points of Police Law Amendments)なる文書を先方に交付した。これは、国家公安委員会の議をへて1月22日付で政府から占領軍総司令部に提出されたもので、参考のためダレス使節団にも交付したしだいである。その内容は、

1 「国の治安に重大な関係を有する特種の犯罪については、国家地方警察は、自治体警察の区域内においても、必要によりその権限を行使することができるることとすること。

特種の犯罪とは、概ね下記のごときものである」

として通貨偽造、公文書偽造および有価証券偽造の罪など6種をあげ、さらに、

2 「国家地方警察の警察官の定員を5万人とすること」

3 「国家地方警察の行う、または、国家地方警察の要請によつて自治体警察の行う援助に直接要する費用は、国庫の負担であることを明らかにすること」

4 「犯罪情報を自治体警察から国家地方警察に通報せしめること」

5 「自治体警察を維持するかどうかはその自治体の意思によつてきめることができることとし、その定員も自由に定めるものとすること。

従来、警察を維持していた自治体が警察をもたなくなつた場合には、その地域は国家地方警察の管轄となり、その警察吏員の定員の範囲内で必要な数だけ、国家地方警察の定員を増加できることとすること」

というにある。

もともと、事務当局は「国内治安の確保のための警察力の増強について」なる文書—1月31日夜黒公邸において西村原案起草、警察法の改正の必要と警察予備隊および海上保安隊の増強の必要をのべたものーを用意してあつた。それには、警察法の改正のところで「日本政府は、現に、別紙の要請を占領軍当局に提出しておる。その早急な実現を希望する」とのべていた。その別紙のみをこの文書にかえて先方に提出することとなつたものである。

2月2日の会談メモは、付録15

「安全保障についての日米協力のための中央機関設置について」和文原案および英文は、付録16

先方提出の「相互の安全保障のための日米協力協定」案は、付録17

「警察法改正要綱案」は、付録18

「国内治安の確保のための警察力の増強について」和文および英文は、付録19  
に収めてある。

### III 「相互の安全保障のための日米協力協定」案にたいするわが方「オザベーション」および「再軍備計画の発足」の作成と提出

1 2月2日の会談で安全保障のための日米協力に関するわが方の提案にたいし対案として提示した「相互の安全保障のための日米協力協定」案は、上述のとおり、わが方提案の「構想」を基礎にしてこれに米比軍事基地協定等の内容を織りこんだ整理不十分なものであつた。すなわち、

前文と第1章「合衆国の責任」、第2章「日本の責任」、第3章「協議」、第4章「合衆国軍隊の駐屯」、第5章「経費」、第6章「駐屯軍の地位」、第7章「委員会」第8章「集団防衛措置」、第9章「発効および期間」の9章から成り、第6章「駐屯軍の地位」に駐屯軍の権能・地位に関連する詳細具体的な条項を数多く加え、また、第8章「集団防衛措置」を新たに加え、他方、わが方の「構想」にあつた「国連憲章第51条の適用」(「構想」の(3))を落し前文で同条に言及していた。駐屯軍の特権的権能があらわに表示されているため一読不快の念を禁じえないものであつた。

2 事務当局は、即日、目黒公邸で午後いつぱいをついやして先方提案を検討して「相互の安全のための日米協力協定(案)にたいする意見」をとりまとめた。

「意見」の要旨は、

「1. この協定は早急に締結しなければならない。日本が軍備をもち、また、交戦者となることを予想する規定は、対外的に問題であり、とくに国内的に重大かつ複雑な問題を惹起して協定の早急締結を阻害する。かような条項は協定から削除するのが賢明である。しかし、これは日本が軍備をもち、また、交戦者となることを拒否することを意味するものではない。」

この見地から、第8章は削除する。

2 平和条約の締結による占領終了から、日本国民は、物心両面におけるある程度の負担の軽減を予期している。現存事態が、平和条約締結後もそのままうけつがれ永続するという印象を与えることがないようにしなければならない。この見地から、

- (イ) 日本が米国に供与する権利・特権・権威・便宜などを詳細に羅列しないこと。
- (ロ) 駐屯軍が使用することのできる施設や地域を駐屯の目的に必要なものに限ること。なるべく両国の合意によつて定めるようすること。

(ハ) 「防衛地域」なる用語は、従来あつた要塞地帯のような広汎な地域を指すような印象を与える。これは合衆国の意図ではないと思われるから、この用語をさけること。

3 協定の内容は、両国の合意に基づくという原則を貫きたい。この見地から、

- (イ) 前文で「憲章第43条の特別協定が合衆国にアクセプタブル」となつているのを「日米両国にアクセプタブル」と改めること。

(ロ) 第4章の(1)に「…日本領域内における米国軍の駐屯を日本は要請し合衆国は同意する」とあるのを「日本および米国は日本領域内に米国軍が駐屯することに合意した」とすること。

日本が米国軍に駐屯してもらいたいということが真理であると同じく米国が日本に駐兵したいということも真理であると思う。五分五分のところであるから「両国は合意した」とするのが本当である。

(ハ) 第9章の協定の有効期間について、「日本地域における国際の平和と安全が国際連合またはその他の方法で満足に確保されると合衆国が認めるまで」ということになつているのを「日米両国によつてそう判定されるまで」とすること。

4 前文(3)によると、平和条約に米国軍隊が日本に駐屯することを明記する考案であると了解する。こうなると、米国の日本駐兵は平和条約による駐兵ということになる。平和条約後における米国の日本駐兵が100パーセント日米両国の平等の立場に立つての合意に基づくということにならない。これは日本国民のアムールプロブルに反する。この見地から、

- (イ) 平和条約に米国軍隊の日本駐屯を明記しないこと。
- (ロ) したがつて前文(3)の第2パラグラフに「両国政府は平和条約において、このた

め合衆国軍隊は日本区域に駐屯することに合意した」とあるのを「.....the maintenance of peace and security in the Japan area shall be assured by the cooperation between Japan and America for their mutual security until.....」と改めること。

5 技術的諸点について、とりあえず、下記の意見をのべる。さらに検討のうえ、後日申しでることを保留する。

(イ) 第8章を削除する結果、第4章(3)にある「.....第8章第2項によつて任命された日本における全軍隊の最高司令官は」とあるのを「.....日本に駐屯する合衆国軍隊は」と改めること。

(ロ) 第4章(4)に「日本の native people」とあるのを「local inhabitants」とすること。

(ハ) 第4章(5)以下にたびたび「security forces of the United States」とあるのを「United States forces」に改めること。

(ニ) 第6章(2)を「United States forces shall customarily be garrisoned at such installations under the control of the allied occupation forces at the termination of the occupation, as agreed upon between United States government and Japanese government, and all facilities or areas as required by United States forces and agreed to by Japanese government shall remain under the control of United States forces」とかき改めること。

(ホ) 第6章(4)に日本提案の(8)にある establishment of an organ composed of representatives of the two countries to carry out joint investigation and to determine the amount of compensation を規定すること。

(ヘ) 第6章(5)の第1項を「It is mutually agreed that the United States shall have the rights, power and authority within the installations which are necessary for the establishment, use, operation and defense thereof or appropriate for the control thereof and all the rights, power and authority within the limits of territorial waters and air space adjacent to, or in the vicinity of installations or areas which are necessary to provide access to them or appropriate for their control」を改めること。

(イ) 第6章(1)を削除すること。

(エ) 第9章に批准条項を加えること

というにあり、そのあと「注」として

「第5章に米案には、日本政府が自己の経費で提供すべき援助について詳細が欲しいと記されているが、この点は、駐屯軍が使用する installations, facilities, area などが日米間の協議によつて定まることが先決要件である」

と付言した。

3 この文書はそのまま総理に提示するにはやや長文にすぎるので、同夜公邸で、「相互安全のための日米協力協定（案）にたいする意見の要旨」をとりまとめ（西村）、これをもつて3日午前大磯におもむき総理に説明し批判を乞うた。「要旨」は、

「1 日本が軍備をもち、また、交戦者となることを予想する規定は、対外的に問題であり、とくに国内的に問題を惹起して協定の早急な締結を阻害する。かような条項を削除したい。しかし、これは、日本が軍備をもち、また、交戦者となることを拒否することを意味しない。この見地から、第8章を削除する。

2 占領終了から日本国民は、物心両面においてある程度の負担の軽減を予測している。現存事態が平和条約締結後もそのまま受けがれて永続するという印象を与えないようにしなければならぬ。この見地から、

(イ) 日本が米国に供与する権利、特権、権力、権威、便宜などを詳しく羅列しないこと。

(ロ) 米軍の使用する施設や地域を駐屯の目的に必要なものにかぎり、両国合意できること。

(ハ) 「防衛地域」なる用語は、日本人に要塞地帯のような広い地域を連想させる。他の語を使いたい。

3 協定の内容は、両国の合意にもとづくという原則をつらぬきたい。この見地から、

(イ) 前文で「憲章第43条の特別協定が合衆国にアクセシブル...」となつているのを「日米両国にアクセシブル...」と改めたい。

(ロ) 第4章の「...米国軍の駐屯を日本は要請し合衆国は同意する」とあるのは「...米国軍の駐屯に両国は合意した」としたい。

(ハ) 第9章の協定の有効期間について「日本地域における国際の平和と安全が国際

連合またはその他の方法で満足に確保されると合衆国が認めるまで」とあるのを日本両国によつてそう判定されるまでとしたい。

4 前文(3)によると平和条約に米国軍隊が日本に駐屯することを明記する考案のようである。すると、米国の日本駐兵は、平和条約による駐兵となる。駐兵は、両国平等の立場に立つての合意にもとづかなくなり、国民のアムール・プロブルが毀損される。この見地から、「日本区域における国際の平和と安全は…相互の安全のための両国の協力によつて確保される」という趣旨にしたい。

5 別に技術的諸点について意見をのぶ。なお、経費の点について、先方は、日本が自らの経費で提供する援助について詳細がほしいといつているにたいしては、駐屯軍が使用する建造物、施設、地域などが日米間の合意できまらねばだせぬという意味を答える」

というのであつた。

5 総理は、説明をきかれて上記諸点にたいするわが方意見を了承され、さらに「共同委員会を活用すべきである」および「協定を簡素なものとすべきである」の2点を強調され、その趣旨を書きものとして先方に提出するよう下命された。

よつて目黒公邸に帰れるなり総理の大磯でのべられた趣意を体して

「日本側の構想にあり、また、協定の第7章に採りいれられている共同委員会を大いに活用したい。すなわち、同委員会に日米の相互安全のための協力に関する一切の事項とくに再軍備の計画や緊急事態または戦争の場合に対処するための措置について徹底的に研究して計画をたてさせるとともに駐屯軍の場所・施設・経費・ステータスについても考究させることとする。こうすることによつて、数多の条項（例えば第6章の(3)・(5)・(6)・(9)は協定から除去し、協定自体をスッキリしたものとなしたい。されば、協定は、日本国民にとって、はなはだうけいれられやすくなるであろう。

前記の再軍備の計画や非常事態または戦時において両国によつてとらるべき措置は、共同委員会によつて詳細作成されて機密としておかるべきである。こうすることが政治的に賢明であるとともに協定案よりさらに徹底した了解を両国間に用意しておくことができて、必要な事態がおこつた場合に対処しやすいであろう」

という一項を追加することとした。

6 「相互の安全のための日米協力協定（案）にたいする意見」の英文「Observations

on the Agreement concerning Japanese-American Cooperation for Mutual Security」は、約束にしたがい3日夕、アリソン公使にとどけられた。

この文書では、第6項すなわち総理の指示による共同委員会の活用および協定簡素化の要望は項のナンバーをつけず Japanese Proposal として記述されている。

「Observations on the Agreement concerning Japanese-American Cooperation for Mutual Security」は、付録20に収めてある。

その和文原案「相互の安全のための日米協力協定（案）にたいする意見」とその「要旨」は、付録21に収めてある。

7 大磯では、日米協力協定案にたいするわが方の意見に関するものほかに、いま一つ総理から指示があつた。それは、先方が平和条約後日本が再軍備の第1段階として乗りだすべきいわゆるグラウンド・フォース建設についてのわが腹案をつよく知りたがつてゐるので、この点について意思表示をしうれば、話しあいの進行をおおいに促進するであろうと思われる所以、具体的に一つの考案を出すことであつた。総理は、警察予備隊や海上保安隊のほかに「5万の治安隊」を設け「治安企画本部」を国家治安省に付置するという考案を先方に書きものとして出すことを許された。

この文書も、同じく3日夕、アリソン公使にとどけられた。

8 3日午後作成の和文原案は、「再軍備の発足について」と題し

「平和条約および日米協力協定の実施と同時に日本において再軍備を発足する必要がある。この点について具体的に政府の腹案を承知したい御意向であるように思う。以下に政府の一案を開陳する。

(イ) 海陸をふくめて新に5万の保安隊（仮称）を設ける。この5万人は、予備隊と海上保安隊とは別個のカテゴリーとして訓練し装備においても両者より強力なものとし、国家治安省の防衛部に所属させる。この5万が、日本に再建される民主的軍隊の発足とする。

(ロ) 自衛企画本部というごとき名称の機関を国家治安省の防衛部に付置する。これには、英米の軍事事情に通曉せるデクニシャンを起用し、これらに日米協定によつて設置される共同委員会の事業に参与させ、かつ、米国専門家（軍人）の advice を求めたい。これが将来の民主的な日本軍隊の参謀本部に発展すべきものである」

といふものであつた。

先方にとどけられた英文「Initial Steps for Rearmament Program」は、付録22に収めてある。

9 上記「相互の安全保障のための日米協力協定案にたいするわが方のオブザベーション」と「再軍備計画の発足」の二つについて、第1次日米交渉の終了直後2月13日付条約局長から総理に提出した「ダレス使節団との会談記録（要旨）」と表記した報告書は、「…これらの文書は、予期したとおり、安全保障に関する話合を大団円にもつてきしたものである」と記述している。

#### IV 2月5日の会談

2月5日午前10時半から11時半まで。三井本館で。

先方 ダレス アリソン フェアリー

当方 井口 西村

この日はダレス特使も出席した。

1 まず、当方から用意してきた

「掠奪財産」と「在日連合国財産」に関する要請

「軍事生産力」に関する資料

「主要産業の余剰生産力」に関する資料

「船舶」に関する資料

を提出した。

また、これらの資料といつしよに3日夕提出した「相互の安全保障のための日米協力協定案にたいするわが方オブザベーション」の「正誤と追加」を提出した。

2 「掠奪財産」に関する要請は、「極東委員会の定めた期限はもう満了している。返還はほとんど完了している。平和条約締結までにはなお時日もあることで、それまでに懸案となつてゐる事項はかたづくと思う。だから、平和条約はたんに問題の解決を確認するにとどめられたい」というもの。当初からのわが方の立場を重ねて申述したもの。

ダレス特使は、事情を了解した。同席のフェアリーから掠奪財産について条約に言及しない方式はどうかとの質問があり、当方から返還完了を確認することができればそれで結構であると答えておいた。

3 「在日連合国財産」に関する要請は、「なるべく速かに返還を完了したいので、すべての請求は平和条約署名後6月内に提出され、すべての紛争は終審として決定する仲裁委員会に付託することとされた」というもの。当初からのわが方の要請を具体的に申述したもの。

ダレス特使は、条約実施後18月くらいの申請期間をおく必要があろうといった。

4 「軍事生産力」に関する資料は、2月1日付で「確たる資料がないので表示された数字はインディケーションにすぎない」とことわつている。そして現存工場の軍需品生産年額として

I 航 空 機	3,000～6,000機
元中島航空機	1,000
元三菱航空機	800
そ の 他	1,200
II 火 砲	3,500門以上
日本製鋼	3,000
神戸製鋼	4～500
そ の 他	2～300
III 機 銃	約60,000挺
日平産業	15,000
中央工業	8,000
日本製鋼	12,000
横須賀・佐世保などの工廠	25,000
IV 小 銃	70,000挺以上
東洋工業	60,000
東京重機	10,000
そ の 他	不明
工 廠	不明
V 戦 車	1,000台以上
日野重工	500
日立亀有	500

1951年1～2月の第1次交渉

神戸製鋼その他	若干
三菱丸子（戦時日産100台）	不明
VI 艦 艇	
工廠、民間工場とも戦時の施設はほとんど残存しているから戦時中の能力に近い。	
工 廠 横須賀、呉、佐世保	
民 間 工 場 三菱長崎・神戸・横浜・川重、浦賀、石川島、藤永田	

○印は大形艦艇も建造可能である。

- 注 1 生産開始までに最小6月を要する。
- 2 兵器の要部を製造する機械は全部破壊されているから新規補充を要する。
- 3 能力は旧日本規格による。
- 4 付属品および弾薬は右に相応する程度に製作能力がある

ことを明らかにし、また

5 「主要産業の余剰生産力」に関する資料は、余剰生産力のある13品目について1950年11月の生産実績と実稼動能力と1年内達成可能生産能力と1951年度生産計画を表示したもので、その内容は下記のようである。

物 質 名	単位	生 産 実 績 (昭25年11月)	実 稼 動 力	1 年 内 達 成 可能生産能力	昭26年度 生産 計画
鋼 塊	MT	473,030	725,000	926,000	
普通鋼々材 (圧延)	〃	334,911			
特殊鋼々材 (圧延)	〃	9,266	538,000	820,000	333,000
銅 (精錬)	〃	7,729	8,290	8,290	6,650
鉛 (精錬)	〃	1,656	2,880	2,880	1,540
アルミニウム	〃	2,451	3,170	5,836	2,740
板 ガ ラ ス	10 <sup>3</sup> sq.ft.	366,000	386,000	467,000	350,000
セ メ ン ト	MT	465,000	480,000	597,000	442,000
カーバイド	〃	42,104		82,000	50,000

( 48 )

- 56 -

1951年1～2月の第1次交渉

苛 性 ソ ー ダ	〃	20,094	38,100	45,200	25,000
ソ ー ダ 灰	〃	18,171	24,000	26,000	18,330
グ リ セ リ ン	〃	492	1,834	2,075	817
ゴ ム 製 品	〃	6,388	10,102	10,612	3,000

#### 6 「船舶」に関する資料は、

「戦前、日本は約600万トンの船腹を有し、その大部分は外洋航行船であつた。現在は、タンカーをふくめ152隻176万トンを有するが、その大部分は外国航路に適しない。

現有国際船級船は

貨物船	43隻	( 439,000 トン)
タンカー	10隻	( 97,000 トン)

であつて、これらの船舶は1950年に日本の輸出入の20ないし25パーセントを輸送した。

造船については

1949年に39隻(28,000トン)、1950年に39隻(24,000トン)の建造に着手し、

28隻の戦時標準型船が外洋航行に使用するため改修中である。

日本の所有船腹は、

1951年3月末に

貨物船	106隻	( 567,000 トン)
石油タンカー	16隻	( 163,000 トン)
計	122隻	( 730,000 トン)

1951年12月末に

貨物船	143隻	( 803,000 トン)
石油タンカー	19隻	( 200,000 トン)
計	162隻	( 1,003,000 トン)

となるものと予期される。

上記のトン数は日本の船舶需要をみたすにはるかに足りない。1951年には日本の輸入のわずか30パーセントが日本船腹によつて輸送することができる。

( 49 )

- 57 -

日本は年間45万トンの造船能力を有する。造船工場のフル操業は船腹不足を軽減するに役だつであろう。合衆国から「リバディ」型または「ヴィクトリー」型船の貯蔵または購入をつよく要望する—といふものであつた。

7 3日夕提出した「相互の安全保障のための日米協力協定案にたいするわが方オブザベーション」にたいする「正誤と追加」は、

「正誤」としてわが方オブザベーションの末尾「日本の提案」にあるとおり共同委員会の活用の結果協定から削除しうべき条項として第6章(3)・(5)・(6)・(9)が例示されているのを(3)・(4)・(5)・(9)と訂正し、また、

「追加」として、第6章(9)について「防衛地域にたいする管轄権」(Jurisdiction over Defense Area)なる表現を「安全保障地域にたいする管理」(Control over Security Areas)としたい。地域内の米国軍人および文民、その家族にたいし合衆国が専属的管轄権を行使することに異存ない。で、(9)を下記のように改めるよう提案する。

「合衆国は合衆国軍隊の使用する日本におけるすべての施設および安全保障地域を専ら管理し、かつ、これらの施設または地域内にある合衆国政府の軍人と文民およびその家族ならびにこれらの地域内にある日本人をのぞく他のすべての者にたいし専属的管轄権を行ふ。」

他の事項にたいする管轄権については、国際法の原則にしたがつて決定されるべきものである。軍事基地に関する米比協定や米英協定は詳細規定しており、これらの規定を基礎にして試みに条項を作成してみたが、本件はいつさい合同委員会にまかすのが最善の方途であると思う、との趣旨を明らかにしたものであつた。

8 上記五つの文書のうち「軍事生産力」と「主要産業の余剰生産力」と「船舶」に関する資料はそれぞれ通産省と運輸省作成の資料によつて作成したもので、これを提出したのは、すでに記述したように、1月29日の総司令部における総理・ダレス・マッカーサー3者会談でマ元帥が「日本は軍事生産力を有する。労働力を有する。これに資材を供給してフルにこの生産力を活用し、これを自由世界の力の増強に活用すべきである」との見解をのべ、1月31日の会談でダレス特使が「再軍備」の項で「経済上の困難など書いてある困難は了解する。しかし、これをもつて自由世界の防衛に貢献しな

い弁解にならぬ。この困難にうち勝つてなんらかの貢献をしてもらいたい」と総理に説き、また、2月1日の事務当局レベルの会談でわが方提示の「相互の安全保障のための日米協力に関する構想の逐条討議を行なつた際「日本の責任」の項について先方から「日本にたいする侵略がある場合日本は可能なすべての手段により米国に協力しているがどういう協力を与えうるか」との質問があり、わが方から「考えられるすべての手段、例えばフィジカル・フォースとしては警察力もあり、工業生産力もあり、マンパワーもあり、施設提供もあり、運輸もあり、法律上も事実上もできるすべての手段をふくむつもり」と答え「工業生産力」を指摘していることに対応するもの。1月31日の会談で総理が、安全保障について自由世界の防衛強化のため日本のなしうる協力としては、武力のほかに、日本の生産力があることを指摘し、造船その他今日日本のもつてゐるいわゆる生産力について情報を提供すべき旨をのべられた後をうけて通産省および運輸省に資料作成を依嘱したものである。

9 ダレス特使は、「掠奪財産」についてわが方の申述した事情を了解したが、「在日連合国財産」については条約実施後18月程度の申請期間をおく必要があるといった。

同席のフェアリーから「掠奪財産」について条約には言及しない方式はどう思うかとの質問があつて、当方から返還完了を確認することができればそれで結構であると答えた。

10 ついで、ダレス特使から、「2月1日わが方提出の漁業問題に関する提案はまことに結構で米国関係者の好感をまねいた。提案の趣旨を総理と自分の間に書簡として交換しておきたい」と提言した。当方は、異存ない旨を答えた。

11 ついで、ダレス特使は、「相互の安全保障のための日米協力協定案にたいし日本の提出された文書はなお研究中であるから、明6日午前10時半からの会合で話し合うことにしたい。本日は、7原則を基礎として米国が考へている条約の構想をしたためた文書をお渡しする。いつしよに読まれ、なにか質問でもあれば解明いたすべし」といつて、米国が考へている平和条約基礎案を説明した「仮覚書」(Provisional Memorandum)を当方に手渡した。そして自室に退いた。

12 室に残つたアリソン、フェアリーと井口、西村の4人は「仮覚書」を通読した。通読しながら当方は、下記の諸点について意見をのべた。

#### (イ) 主 権 回 復

「日本国民およびその選挙された代表者の完全な主権」とあるが、「選挙された代

表者」は不要であろう。

## (d) 領 土

南西諸島を29度以南とされたことをよろこぶ。いかなる理由によるのか。

(2、3の小島は住民がもともと日本人であつて、日本に返してよろしい、と思つたためである、と先方は答えた)

## (e) 安 全 保 障

先方から、条約に直接米軍の日本駐屯をいわないことにした。日本の要望にそうためであると説明した。

当方は感謝の意を表しておいた。

## (f) 政治経済条項

当方からa項について麻薬に関する既存条約のほとんど全部に日本は当事国となつており、これらの条約は平和条約実施と同時に効力を回復するものと考えているとのべた。

先方は、a項は麻薬以外の条約をも目的とするものである、と説明した。（むろん、規定の様式としては提案どおりで支障ないことがらである）

f項の最惠国待遇および内国民待遇は日本にたいし片務的ではないかと質問したにたいし、先方は、相互条件付である、Japan would be entitled以下の文章がそれを意味していると答えた。

また、当方から日本が民間航空をもちうることが暗示されていることをよろこぶ（f項末尾参照）といつたにたいし、先方は、条約はなんら制限的規定を設けないことによつて日本にその権限あることを示したのである、といつた。

## (g) 戦争にもとづく請求権

当方から、提案に終期は1945年9月2日と明定されているが始期が明示されていないので、各連合国と問題となることはなかろうか、といつたところ、先方は、各連合国についてその対日宣戦の日をとればいいではないか、と答えた。そうするとして一番問題になるのは中国とソ連であろう。両国ともこの条約に参加しないだろうから問題は回避されよう、と当方からのべて互に笑いあつた。

そして、総体的な感想として、当方から、提案された草案が日本にたいしきわめて寛大であるのを識り感謝にたえない、勇気づけられたとの感想をのべた。

そこへダレス特使がふたたび顔をだしあが方の感想を伝えきいて、

「米国の真意はそのとおりである。しかし、フィリピンなど今なお強硬に反対しておる。説得に努力する。また、日本の金の問題についても他の国々は目をつけておる。いずれにせよ、米国がかような条約を考えている精神は、各条項および付属の説明書を一読されれば了解されるであろう。総理にとくと米国の真意を伝えその趣旨をもつて日本人を啓発されるよう希望するものであることを明らかにしてほしい」と井口、西村にむかつて切言した。

13 以上をもつて2月5日の会談は終了したが、2月13日付条約局長から総理へ提出の「ダレス使節団との会談記録（要旨）」は、この会談について、

「5日前の会談には、ダレス大使が顔をだして、米国が7原則を基礎にして考えている条約の構想を書きものにした覚書を手交した。（ジョンソン、マグルーダ、バブコック等国防省関係者は欠席）。アリソン、フェアリーとわれわれ2人と4人で通読した。簡潔な条約の形式をとつたものであつて、日本にとりきわめて寛大であつて、戦敗国にたいする講和条約らしいところがほとんどない。読みながら心底から嬉しくなつた。その感想をアリソンにいつたら、アリソンもよろこんだ。そして、ダレス大使が、また、顔をだして、日本側の反応はとアリソンに聞く。アリソンは、今、ほんとうにうれしいといつているところですという。ダレス、大きくなづいた。そして、「米国の真意は、この覚書のとおりである。しかしフィリピンなどにお強硬な反対がある。説得に努めよう。米国の真意をよく総理に伝えられたい。」といつた」と記述している。

14 会談を終えて目黒公邸に帰えると、間もなくフェアリーから電話があつて、「先刻、日本人に米国の真意徹底方を希望したけれども、交付した文書は絶対機密に願いたい。フィリピン等との関係もあり重ねて注意ありたい」と連絡越した。当方は、もちろん、その心組みでいくと安心させておいた。

## わが方から提出した

「掠奪財産」と「在日連合国財産」に関する要請は、付録23

「軍事生産力」に関する資料は、付録24

「主要産業の余剰生産力」に関する資料は、付録25

「船舶」に関する資料は、付録26

「相互の安全保障のための日米協力協定案にたいするわが方オブザベーションの正誤と追加」は、付録27

また、先方から受領した

「仮覚書」は、付録28

また、会談メモは、付録29

に収めてある。

## V 仮覚書の内容とわが方の意見および設問

### 1 仮覚書の内容

仮覚書 Provisional Memorandum は、1951年2月3日付で二つの付属書がついていた。その要旨は下のようである。

「今後における審議と利害関係国との協議にしたごうことを条件として、合衆国は次の方針にそろ平和条約を考慮する」と前置して、

#### 前文

連合国と日本国が今後主権を有する平等者としての友好的協力の基礎のうえにその関係を整えていこうとする決意を記録する。日本国は、国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言に具現された高遠な原則を実現し、かつ、国際連合憲章第5条がうたい、また、戦後の日本の法制によつてはじめられている安定と福祉の条件を発展させる意思を表示する。日本国は国際連合加盟申請の意思を表明し、連合国はこれを歓迎する。

#### 平和

日本国と連合国との間の戦争状態の終了を宣言する。

#### 主権

日本領域にたいする日本国民およびその選挙された代表者の主権を承認する。

#### 領域

日本国は、朝鮮、台湾および澎湖島にたいするいつさいの権利・権原を放棄する。北緯29度以南の琉球諸島、西之島をふくむ小笠原諸島、火山列島、沖の鳥島および南鳥

島にたいする合衆国を施政権者とする信託統治を受諾する。信託統治協定が国際連合によつて承認されるまでの間、これら諸島の管理を維持する。日本国は、委任統治制度および南極地域における日本国民の活動に起因するいつさいの権利・権原および請求権を放棄する。

#### 安全保障

日本国は国際連合の将来の加盟国として憲章第2条の義務をあらかじめ受諾し、他の当事国は日本国に関して同じ原則によつて導かれることを相互に約束する。連合国は、日本国が憲章の規定する「個別的または集団的な固有の自衛権」を有することを認め、また、日本国が連合国参加する集団安全保障取極を自発的に締結することに同意する。この取極は、もつばら外部からの武力攻撃にたいする防衛を目的とし、また、この取極にしたがつて連合国が提供する軍隊は日本国の国内事項に干渉する責任または権限を有しない。日本国における大規模な内乱および騒擾を鎮圧するため日本国政府の明白な要求に応じて与えられる援助は、日本国の国内事項にたいする干渉とは認められない。日本国は、国際連合の行動もしくは勧告または集団安全保障取極にしたがう場合のほか、外國にたいし日本国内に軍事施設を有することを許さない。

#### 政治的および経済的条項

- (a) 日本国は、麻薬の濫用防止ならびに魚類および天然生物の保存を目的とする現行の多数国間条約に加入する。
- (b) 日本国は、公海における漁業の取締・保存・発展のため2国間または多数国間協定の作成のために希望する当事国とすみやかに交渉を開始する。
- (c) 連合国は、条約の発効日から1年内に、日本国との戦前の非政治的2国間条約のうちいづれをひきつづき実施することを欲するかを日本国に通告する。
- (d) 日本国は、中国におけるいつさいの特殊権益を放棄する。
- (e) 日本国に監禁されている戦争犯罪人にたいする恩赦・減刑・假釈放・赦免の権利は、日本国と処刑国政府とによつて、また、極東国際軍事法廷によつて処刑された者の場合には日本国とこの法廷に代表された政府の過半数とによつて、共同して行使される。
- (f) 新通商条約または協定の締結まで、日本国は、3年間、(1)各連合国にたいし貨物の輸出入について最惠国待遇を与え、かつ、(2)商船・国民および会社ならびに財産・

利益および事業活動にたいし内国民待遇または最惠国待遇のいずれかのうち有利なほうの待遇を与える。日本国は、いずれの連合国にたいしても上記の事項についてその連合国が、その通商協定に通常ふくませている例外のもとに、日本国に与える待遇よりも有利な待遇を与えることをさしひかえる権利を有する。日本国は、また、國際收支状況または緊急な保安上の要請から必要とされる措置をとり、かつ、通商協定に通常ふくまれる例外事項を留保する権利を有する。内国民待遇は、沿岸航行および内水航行をふくまない。民間航空輸送協定の締結まで、日本国は、3年間、連合国にたいし条約実施期日に連合国が享有しているものより不利でない民間航空輸送の権利および特権を与える。

#### 戦争から生じた請求権

当事国は、戦争中1945年9月2日以前にとられた行為から生じた請求権を放棄する。ただし、

- (1) 連合国および与国は、大公使館および領事館財産ならびに他の2, 3の限られた部類のものをのぞき、自国領域内の日本の財産を保留し処分する。
- (2) 日本国は、日本国にある連合国財産を請求により回復し、または、その財産が日本国政府の管理のもとに取りあげられたと否とを問わず、原状のまま回復できないときは、損失価格を円貨で補償する。

日本国は、降伏以降日本国における占領軍隊の存在から生じた請求権を放棄する。

#### 紛争の解決

外交的手段によって解决されない条約の解釈または実施に関する紛争は、国際司法裁判所に付託され、条約署名国政府は裁判所の判決にしたがうことを約する。国際司法裁判所長官が第2次世界戦争の中立国の国民から任命する特別仲裁裁判所が請求権に関する紛争を解决する。

#### 最終条項

- (a) 日本国と戦争状態または交戦状態にあつた国で条約に署名しなかつたものは、条約に加入する権利を有する。
- (b) 条約は、これを批准しない国またはこれに加入しない国になんらの権利または利益も与えない。日本国は、条約当事国に与えられない利益を与えるような平和処理を他国となさない

ことが記述してあり、さらに、

#### 一般陳述 (General Observation) として

「上記の方針にそつて平和が成立するときは、日本にたいし苛酷な制限がなく、きわめて完全に主権を回復することとなる。日本国は、降伏後の時期における高邁な目的・原則・標準を維持し促進する意思を表明する、しかし、これらの点について条約上の制限をうけることはない。日本国は、再軍備権は制限されない。連合国は、産業施設からであろうと年間生産物からであろうと金の貯蔵からであろうと賠償を要求しない。掠奪財産の返還を請求する権利は存続しない。日本国が国際的好意を促進するため自発的に採用するもののほか造船と漁業をふくみ日本の通商活動にたいし条約上の制限は設けられない。通商上の最惠国待遇にたいする連合国の権利は、連合国側における互恵を条件とする。約20億ドルのガリオア債務の償還問題は、条約上の強制事項とせず相互間の調整に委ねる。」

これらの事項について連合国間に多くの意見の相違があり、また、米国内に上に陳述したような条約の妥当性を疑う意見が相当ある。

合衆国内または連合国内の輿論のために前記の条約概要に列挙されていない制限または負担を加えねばならぬことになるかもしれない。したがつて、日本国政府が、国民を取りあつかうに當つて、最終の条約がこの一般的陳述に掲げられたような制限および負担をふくまないことはすでに当然であると考えていいといった印象を与えないようにしてほしい」

と記るしてある。

「付属書 第1」は、「戦争請求権の放棄にたいする例外の詳解」と題して、

I 連合国は、1941年12月7日ないし条約発効の時の期間内なん時でもその領域内にある日本國および日本国民の財産・権利・利益を保留し処分する権利を有する。ただし、(a) 1945年9月1日以前に特別の措置を適用された財産をのぞき、連合国の領域に居住することを許された日本国民の財産、(b) 有形の大公使館または領事館財産、ただしその維持に必要とした経費は別とする。(c) 非政治的な宗教的・慈善的・文化的または教育的な団体の財産、(d) 当該財産にたいする権利・名義または利益の証ひよう書類その他の証ひようが日本国外に存在する場合でも、日本国内にある財産またはその財産に関する債権、(e) 日本国原産品を表示する商標。

II (a) 所有者が強制または詐欺によらないで自由にその財産を処分した場合をのぞき、日本国は、条約の効力発生の日から6月以内に、要求にもとづき、日本国内にある連合國および連合國民の有形・無形の財産ならびに財産に関する権利または利益を返還する。このような財産が、日本国政府の管理に付されたかどうかを問わず、戦争の結果として喪失または毀損された範囲で条約の発効の時に(1)同種の財産を買いいれ、または、(2)その財産を1941年12月7日現在の状態に回復するに必要な額に等しい円貨をもつて補償をする。連合國一般に適用される日本の戦時特別制限をその活動および財産に適用されなかつた者にたいしては、補償はしない。連合國および連合國民の補償請求は、条約の発効の日から18月以内に当該国政府から日本政府に提出する。

(b) 補償に関する合意が請求提出後6月以内にえられない場合には、関係国政府のいずれも当該案件を仲裁々判所に付託することができる。

(c) 財産に関する権利または利益は、戦争の結果日本国内にある財産を喪失または財産に損害をうけた連合國法人以外の法人に関して直接または間接に保有する所有者としての利益をふくむ。この種の喪失または損害に関する補償は、(a)項の所有者にたいして支払わるべき補償にたいし、当該会社または組合において本人の有する積極的利益が全資産にたいして占める比率と同じ比率を乗じたものとする。

(d) 円貨による補償は、無利子で毎年同額の4年賦でなされる。認められた請求の総額が400億円をこえるときは、総額が400億円となるように比率的に減額する。支払われた円貨は、日本の外国為替に関する諸規則によるのほか、外国為替に転換できない。合意の成立した請求に関する補償支払いは、係争ある請求の最終的な裁決をまたずに開始する一

との内容のものであつた。

「付属書 第2」は、「紛争の規定に関する詳細」と題し、「解釈または実施」と「請求権」の2部からなり、

「解釈または実施」の部では、

「条約の解釈または実施に関する連合國と日本国との紛争で外交的経路によつて解決されないものは、一方の当事国の要求により、特別の合意をまたず、国際司法裁判所に決定のため付託される。日本国および連合國で国際司法裁判所規程の当事国でな

いものは、この条約の批准書を寄託する日に、国際司法裁判所書記にこの項にのべられている性質のいつさいの紛争について全般的に、特別の合意をまたず、裁判所の管轄を受諾する旨の一般的宣言を寄託するものとする」

ことを明らかにし、さらに、

「請求権」の部では、

「請求権に関する事項に関する連合國と日本国との紛争で外交経路その他により解決されないものは、いずれの当事国も仲裁々判所に付託できる。仲裁々判所は、この条約の発効の日から3月以内になされる寄託国政府の要求により国際司法裁判所所長の指名する3名の法律家をもつて構成する。この指名は、第2次世界大戦において中立であつた諸国の国民のうちからなされる。裁判所の欠員は、同様に、寄託国政府の要求により、国際司法裁判所所長の指名により補充する。裁判所の決定は、多数決により、最終的かつ執行力を有する。」

仲裁々判所構成員の給与は、国際司法裁判所所長が日本国政府と協議して定める。日本国政府は、裁判を行なうについての経費を支払う。ただし、この経費は、裁判所の構成員および職員の給与をふくみ、案件の準備および提出について他国の政府が支出した経費をふくまない。

裁判所の権限および構成員の任期は、日本国および連合國の多数がそれ以前または以後の期日を定めることを合意しないかぎり、この条約の発効日から10年で終了する」

としたものであつた。

## 2 わが方の意見

「仮覚書」については、即日、事務当局一萩原・安藤・高橋・藤崎・後宮・西村一において仔細に検討をくわえた結果、軽微かつ少數ではあるがわが方の意見をのべ、また、先方の解明を求めることとした。事務当局作成の原案をもとに6日朝作成した英文書きものを同日午前の会談で先方に交付し、わが方の修正希望は、すべて先方の容るところとなつた。

わが方の意見および設問は、下記のとおりである。

(1) Sovereignty の項に關し、「およびその選挙された代表者」を削除されたい。

(2) Security の項に関し、駐屯軍が日本の国内事項に干渉されない旨明記せられることは感謝するところである。が、大規模の内乱の場合の駐屯軍の援助のことをとくに条約に明記することは避けたがいいと思う。事実上かかる場合日本政府が駐屯軍の援助を要請することは予想せられるところであるとしても、元来、国内治安に関するかぎりは日本政府が独力でもつてその維持に当るべき責任を有することは、独立国として当然であり、たとえ大規模の内乱の場合といえどもこれが鎮圧を外国軍隊に委託することを予想する明文規定を設けることは、国民感情に与える影響よりみて、日本政府としては、これを避けたい。もしなんらかの形においてかかる趣旨の規定の残存を希望せられるにおいては、大規模の内乱が「外國勢力の教唆ないしこれとの協力のもとに」勃発する場合のごとくオーリファイされることが望ましい。

(3) Political and Economic Clauses の(e)に関し、平和条約において新しい訴追の打ち切りを規定することを考慮願いたい。また、平和条約と直接関係はないが、現に海外にある戦争犯人が日本内地で服役することができるよう関係政府にごあつせんを懇請したい。

同じく Political and Economic Clauses の(f)に関し、ここに言及されている「最惠国待遇」は「無条件の」それを意味すると解するが、その点の解明をえたい。

(4) Claims Arising out of the War の項に関し、その領域内にある日本資産を差押え処分することを認められている同盟および連合国範囲を明確にしておきたい。日本にたいして単に宣戦を布告し、または、断交したのみで現実の交戦関係になかつた国はふくまれないように特別の考慮を願いたい。

(5) 付属書第1 Elaboration of Exception to General Waiver of War Claims のⅡ(a)に関し、戦争中日本にあつてその活動および財産についてなんら特別(special)制限をうけることのなかつた連合国人はなんら compensation の問題は起らないと解釈してさしつかえないと考えるが、どうか。

「仮覚書」にたいするわが方の意見および設問の英文ならびにその原案(日本文)は、付録30に収めてある。

## VI 2月6日の会談

2月6日午前10時半ないし正午。三井本館で。

わが方 井口 西村

先 方 アリソン ジョンソン マグルーダ パブコック

1 日米協力協定案にたいするわが方のオブザベーション、すなわち2月3日夕先方に交付し5日の会談でダレス特使が「なお研究中であるから明6日午前10時半からの会合で話し合うことにしたい」といつたわが方の意見ないし要望についてアリソン公使は、

「日本の提案は、

- (イ) 駐兵協定にたいする国民感情と国会にたいする関係を考慮にいれ、のみやすいものにしてほしい。
- (ロ) 再軍備とか交戦者になるとか将来の問題を協定に明示しないでほしい。
- (ハ) 占領管理の終了と平和事態の開始との間になか変化があることを国民に解からしたい。

の3点にあると思う。米国は、だいたい、日本の要望に応ずることにした。そのため、日米協力関係は、3つの文書にすることとした。すなわち

第1、平和条約 これには日本の希望どおり、直接米軍の日本駐屯を明記しないで、昨5日交付した条約案にあるような一般的な条項をおくこととした。

第2、日米協定 平和条約の条項に言及して、日米間の駐兵による安全保障のための協力の大綱を定める。前文と4条よりなる簡明なもの。米国としては長期にわたる保障義務を負うことはできない。他に有効な保障の方途が確立されるまでとしてある。

第3、実施協定 米軍が日本において有する地位とか特権とか経費とか共同委員会とか緊急事態にたいする措置とかを規定する。これは議会に付議しない。

これら3者である。

ふたつの協定では、日本の希望はほとんどいれてある。すなわち

- (イ) 今、占領軍が使用している土地・建物は当然駐屯軍が使用できるとせず、両国協議してきめることとした。

(ロ) 「防衛地域」という文句は落した。

(イ) 日本人被害者にたいする補償を迅速にするため調査と補償額の決定に日本の参加を決定した。

(乙) 共同委員会を活用したいとの希望をいたれた。

(丙) 原案第八章（将来日本が軍隊をもつことと交戦者となることを前提としてある）を大いに改めた」

とのべたうえ、

「日本国連合国間平和条約および国際連合憲章第51条の規定にしたがい作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国および日本国間協定」案 *Agreement between the United States of America and Japan for Collective Self-defense made pursuant to the Treaty of Peace between Japan and the Allied Powers and the provisions of Article 51 of the Charter of the United Nations*

と

「集団的防衛のため締結した協定の規定を実施するためのアメリカ合衆国および日本国間行政協定」案 *Administrative Agreement between the United States of America and Japan to Implement the Provisions of the Agreement They have entered into for Collective Defense.*

をわが方に交付した。

## 2 ひきつづき、集団的自衛のための日米協定案の検討にはいり、

前文第1項で「降伏文書によつて日本は武装解除されたから」とあつたところから「降伏文書によつて」の文字を削除してもらい、また

本文第1条の内政不介入のあとに「大規模の国内反乱および擾乱の場合日本国政府の明示の要求にもとづいて米国が与える援助は日本国の内政介入とは認められない」とあつたところに「第三国の教唆または干渉によつて惹起された」大規模の内乱および擾乱を加えてもらつた。

検討中にわが方から「表題には集団的防衛のための…」とあるが本文では両国間に集団的安全保障の関係は設定されていないように思われるがとのべたにたいし先方は1948年6月18日の「ヴァンデンバーグ」上院決議を引用し日本はこの決議にある「継続的で効果的な援助と相互協力」の関係を合衆国と設定しうる状況にないのだから、そななるまでは提示された協定案の方式しか考えられない、と説明した。

3 つづいて「行政協定」案を検討した。この部分ではわが方の希望がみないれられていて意見らしいものはださなかつた。ただ、

第1章(2)と第2章(1)に定めてある表（Aは米軍の使用するもの、Bは日本が自費で提供する施設とか役務を表示しようとするもの）について、「これらの表は今後、GHQと日本政府の間で作成することにしたい。米国が他国との協定で提供をうけているものは、主として交通・通信・飛行場などである」との説明が先方からなされた。

## 4 両協定案の検討を終つたところで、ジョンソン国防省次官補が発言し

「この方式で日米間はもちろんのこと、第三国関係でも問題となるような点は、すべて都合よく解決されたと思う」

とのべた。

わが方から、「共同委員会に関連して将来の参謀本部が大切で、これにたいする米国専門家の忠言を日本は重視している。とくに人選について米国が慎重考慮することを望む」趣旨をのべたにたいし、

先方は、同感の意を表し、ジョンソンおよびマグローダは、米国の軍制の大綱を説明し、

「軍はシビリアンの下にある。参謀本部の役割は、決して従前の日本におけるがごとく大きなものではない」

ことを説明した。

## 5 最後に、漁業問題にうつり

先方から、ダレス特使と総理の間に交換する書簡の案文を交付された。

6 なお、この会談で、わが方から「仮覚書にたいする意見と設問」を提出した。先方は即座に解答を与えた。わが方の意見はいれられ、設問の点はわが方の考え方とおりであり、戦争犯罪人に関する要請はよく了解したとのことであつた。

7 この会談について、2月13日付条約局長から総理に提出した「ダレス使節団との会談記録（要旨）」には、下記のような記述がある。

「6日午前の会議で、先方より日米協力協定案（米国案）にたいするわが方の意見（前述のように3日夕刻提出せるもの）を容れて、安全保障に関する文書は、平和条約の条項（前述せる米国構想する条約案に関する覚書のなかにあり）と「対日平和条約と国連憲章第51条によつて締結された集団的自衛のための日米協定」案と集団

的自衛のための日米協定の規定を履行するための「行政協定」案にしたとて、文書を交付された。これらの文書は、わが方の希望をよく容れてあるので、些少のオブザベーションをいつて修正してもらつただけである。この会談でうけとつた文書をもつて、安全保障に関する彼我の間の意見は実質上一致した。その間先方は、当方の希望をよく容れてくれた。希望どおりならなかつた点は、ただひとつといつても過言でない。それは、わが原案が「日本は米国軍隊の駐在に同意する」といつたにたいし、先方は、「米国軍隊の駐在を日本は要請し、合衆国は受諾する」との案をだし、さらに、わが方は、「両国は米国軍隊の駐在に同意する」と対案をだしたのにたいし、先方は、「日本は要請し、合衆国は同意する」を維持したことである。これは米国の根本方針にふれるところであろう。」

交渉当事者としての感想である。当時、安全保障に関する問題は「これで合意できた」と感じとつたのであつたが、事実はそうではなく、その後日米協定も行政協定も重大な修正をうけ、とくに行政協定にいたつては全部書きあらためられることとなつた。

8 同日午後、午前の会談で受領した文書を検討した結果、行政協定の第4章(1)の案文に修正を要望する必要をみとめ、同日夕、文書をもつて先方に申しいれた。趣意は、第4章(1)に「日本国地域内で、敵対行為または敵対行為の切迫した危険が生じたと合衆国政府が決定したときは…」とあるのを「…と両国政府が決定した…」と改めるか「合衆国政府が決定した」を削除するかどちらかにしたいといつたのであつた。（先方は、最終案文では問題の文句を削除してきた）。

2月6日の会談メモは、付録31

に、また、先方から受領した

「日本国連合国間平和条約および国際連合憲章第51条の規定にしたがつて作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国および日本国間協定」案は、付録32  
「集団的防衛のため締結した協定の規定を実施するためのアメリカ合衆国および日本国間行政協定」案は、付録33

漁業問題に関する往復書簡案は、付録34

「行政協定」にたいするわが方のオブザベーションは、付録35  
に収めてある。

## VII 集団的自衛のための日米協定と行政協定の内容

1 「日本国連合国間平和条約および国際連合憲章第51条の規定にしたがつて作成された集団的自衛のためのアメリカ合衆国および日本国間協定」は、下記のような内容であつた。

### 前 文

日本国は、本日連合国と平和条約に署名した。日本は武装を解除されているので、この条約の実施と同時に固有の自衛権を行使する手段をもたなくなる。

無責任な軍国主義は未だ世界から駆逐されていないので、前記の事態にある日本には危険がある。

平和条約は、1または2以上の連合国と集団的自衛取極を締結する権利を日本国に認め、かつ、国際連合憲章は、すべての国家が個別的および集団的な固有の自衛権を有することを認めている。

これらの権利の行使に當つて、日本国は、自國の防衛のための暫定措置として、連合国の一国たる合衆国が日本にたいする武力攻撃を阻止するよう日本国内またはその近辺にその軍隊を維持することを希望する。

合衆国は、平和と安全のために、現在のところ日本国内またはその近辺にある程度の自國軍隊を維持する意思がある。ただし、米国は、日本国が、攻撃的な脅威となりまたは国際連合憲章の目的および原則によつて平和と安全を増進すること以外の用に役立つ軍備をもつことを常に避けつつ直接および間接の攻撃にたいする自國国土の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、

1 日本国は、平和条約およびこの協定の実施と同時に合衆国の陸、空及び海軍を日本国内又はその近辺に駐屯させる権利を許与し合衆国は受諾する。この措置は、専ら外部からの武力攻撃に対する日本国の中衛を目的とするものであつて、これによつて提供された軍隊は日本国の中事項に干渉する責任又は権限をもたない。1又は2以上の外部の国家による教唆又は干渉によつて惹起された日本国における大規模の国内反乱及び擾乱を制圧するため日本政府の明白な要請に応じ

て与えられる援助は、日本国の国内事項に対する干渉とは認められない。

2 第1条に定められた権利の行使される間、日本国は、合衆国の事前の同意なくして、基地または基地におけるもしくは基地に関する何らかの権利、権力もしくは権能あるいは駐兵もしくは演習の権利を、第3国に許与しない。

3 合衆国軍隊の日本国内またはその近辺における駐屯を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

4 この協定は、国際連合またはその他による日本区域における国際の平和および安全の維持のため充分な措置を定める国際連合の取組またはそれに代る個別的もしくは集団的安全保障の措置が有効となつたと合衆国および日本国が認めたとき、効力を失うものとする。

2 「集団的防衛のため作成された協定の規定を実施するためのアメリカ合衆国および日本国間行政協定」は、下記のような内容であつた。

集団自衛のための協定の3の規定にしたがい、次の行政協定がアメリカ合衆国政府および日本国政府によつて協定せられた。

### 第1章 駐とん軍の地位

(1) 日本に駐とんする合衆国軍隊は、平時、外国に駐とんする1国の軍隊に、国際法によつて通常与えられる特権および免除を享有する。

(2) 合衆国軍隊は、占領終止の時において連合国占領軍の統制下にある施設に駐とんすることを通例とする。また、連合国占領軍によつて要請せられたすべての便宜と区域は、ひきつづき合衆国軍隊の統制の下におかれるものとする。合衆国軍隊によつて保持せらるべき便宜と地域は附属Aに掲げられる。

(3) これに加えて他の地域、施設、または便宜を使用することを含み、敵対行為、または敵対行為の緊迫した危険が存在しない場合、駐とん目的のため防衛軍隊によつて要請せられることあるべきその他の援助は、合衆国政府と日本国政府との間で相互に協定せられるところにしたがつて日本国によつて供給せられる。かかる援助は、適当な面積および位置の沿岸区域を、軍事訓練、追加演習区域、爆撃および砲撃の着弾区域ならびに安全かつ能率的な空軍の行動のため要請せられることあるべき中間飛行場のため使用することを含む。これらの区域における行動は、公共の安

全にたいして妥当な注意を払い、かつ、妥当な防護手段を講じて遂行されなければならない。

(4) 合衆国軍隊によつて、隨時利用される日本の動産および不動産は、その必要がなくなつたときは、普通の減価、または、通例の消耗を条件として、良好な状態で日本政府に返還せられる。敵対行為から直接に発生する損耗を除いて、合衆国政府は、日本国民の死亡、四肢切断、財産の喪失または日本国民にたいする身体傷害による請求であつて、被保険者の請求を含めるが被代位弁済者の請求を除いたものにたいして、これらの損害、喪失、破壊または傷害がこの協定の有効期間中発生し、および、合衆国軍隊によつて、または、軍人たるもしくは文民たる使用者も含むその個々の所属員によつて生じたものであるか、あるいは、その他、かかる軍隊の非戦闘活動に附隨したものである場合には、請求者が完全な弁済として、かつ、最終的解決として受諾するとき、公正かつ妥当な賠償を支払わなければならない。ただし、いかなる請求も、その請求を生ぜしめた事故、または、附隨的事件の発生後1年以内に提出されないかぎり考慮されない。日本政府の代表者1人は、日本国民によつて提起された請求の正当性を決定し、かつ、支払いのため適當とされる補償額を決定するためなされる調査に参加するため招請せられる。

(5) 合衆国は、施設または区域の設定、使用、運営および防衛に必要な、または、これらの管理に適當な権利、権限および権能を施設または区域内において有し、かつ、施設または区域に隣接または近接する領水および領空の限界内において、これらへの出入に必要な、または、これらの管理に適當な権利、権限および権能を有することが相互に合意された。

かかる権利、権限および権能は、ことに次の権利、権限および権能を含む。

- (a) 施設または区域を建設し（しゆんせつおよび埋立を含む）、運営し、維持し、利用し、占有し、警備しつつ管理すること。
- (b) 港、水路、入口およびてい泊所を改良し深くすること、ならびにこれら施設または区域への出入に必要な道路および橋を建設または維持すること。
- (c) 施設または区域の能率的運営および安全に必要なかぎりかつ軍事上の必要の限度内で、施設または区域を含むまたはこれに近接する水上、空中または地上において、船舶および舟艇、航空機ならびに他の車両のてい船、繫留、降着、離昇、

および操作を管理すること（禁止権を含む）。

(d) 道路権を獲得すること。ならびにこの上に軍事上の目的のため要請せられるところにしたがい、海底電線および地下電線を含む有線及び無線の通信施設、送油管ならびに鉄道からの引入線を建設すること。

(e) 施設または区域内で、気象観測設備、航空用および水上航行用燈火、その欲する電力と放射型式と周波数とを有する無線機器および電波探知機ならびに電子装置を含めて、地上もしくは地下、空中または水上もしくは水中の、必要または適当な、いかなる型式の便益、兵器、物質、装置、船舶または車両をも建設し、設置し、維持しおよび使用すること。

(6) 上記の権利、権限および権能の行使に際して、合衆国は、自己に許与された権限が、不当に行使せられるか、または、日本の領域内における航海、航空、通信または陸上通行の必要な権利に干渉するような方法で使用せられることのないことに同意する。施設および区域外において、かかる権利、権限および権能の現実の適用に際しては、その必要の生じたる場合、両国政府間に協議せられるものとする。

(7) 合衆国の陸軍省もしくは海軍省、沿岸警備隊または沿岸陸地測量部および軍隊によりまたはこれらのために運営される合衆国の公有船舶、陸海軍航空機ならびに政府所有の車両は、機甲部隊も含めて、陸路、空路および海路によつて領水を含む日本国中の港、合衆国の施設および区域に自由に入出することならびにこれらの間を自由に移動することを許される。合衆国公有船舶が日本国の中にはいるについては、平常状態においては、日本国官憲に適切な通告をしなければならない。

(8) 施設および区域ならびにこれに隣接し、または近接する領水内に置かれまたは設置される燈火その他船舶および航空機の航行用補助施設は、日本国で使用されている方式によらなければならぬ。燈火または他の補助施設の位置、特徴およびなんらかの変更は、日本国に該当する官憲に通報しなければならない。

(9) 合衆国は、合衆国防衛軍によつて利用されている日本国内のすべての施設および区域にたいして、専属の管理権を有する。また、前記施設および区域内における合衆国政府の軍人および文民たる人員ならびにその家族にたいして、および日本国民を除き、かかる施設および区域内におけるすべての他の者にたいして専属的裁判

管轄権を有する。ただし合衆国政府は、合衆国市民以外の者であつて、かかる施設および区域内で罪を犯した者を、裁判し処罰するために、日本国官憲に引渡す権利を保持する。日本国官憲は合衆国官憲に、かかる区域外で罪を犯した合衆国の軍人または文民たる人員およびその家族を引渡さなければならない。日本国および合衆国官憲は、すべてかかる犯人の起訴と処罰を確保するための適切な措置をとらなければならない。双方の官憲は相互に重要な証拠を提供しなければならないものと了解せられる。

(10) 合衆国軍隊のため、ならびに、軍人たるおよび文民たる人員ならびにその家族の私用のためのすべての原料、需品および設備は、関税、消費税、または他のいかなる賦課をも課せられることなく、日本に持込むことが許され、かつ、かかる人員とその家族は旅券、査証および居住許可に関する日本の規則の適用より除外せられる。

(11) 本協定に関連して日本国内で勤務し、かつ、この勤務のみのため日本国に居住する合衆国軍隊の所属員またはその家族は、日本国を源泉とする所得に関するものほか、日本国で所得税を支払う義務を有しない。

(12) 日本国にある合衆国防衛軍の管理、維持または運営に関連して日本国内で勤務しまたは雇用され、かつ、この雇用のみのために日本国内に居住する合衆国国民またはその家族は、日本国を源泉とする所得に関するものほか、日本国で所得税を支払う義務を有しない。

(13) 合衆国は、もっぱら合衆国軍隊ならびに合衆国軍隊の管理、維持および運営に関連して雇用されている合衆国国民であつて文民である人員の専用に供するため、合衆国軍隊によつて利用されている施設および区域内に合衆国郵便局を設置する権利を有する。この権利は、施設、区域、他の合衆国郵便局および出張所間のすべての通信を、合衆国が規律し、管理する権利を含む。

(14) 合衆国は、合衆国軍隊ならびに(13)項に示された文民たる人員およびその家族の専用のため、譲許施設を含めて、販売部および酒保、食堂および社交クラブのような政府施設を、すべての免許料、手数料、売上高税、消費税、輸入税もしくは他の税を要しないで、合衆国によつて利用される施設または区域の内に設ける権利を有する。これらの施設が販売または供給する商品または役務は、すべての税金、関税および日本国官憲による検査を課せられない。

(5) 合衆国は、日本国に居住しているすべての適格な合衆国市民を、合衆国軍隊の予備団体に編入し訓練する権利を有する。ただし日本国政府が雇用しているこれら市民については、日本国政府の事前の同意をえなければならない。

## 第2章 経 費

(1) 日本国に駐屯する合衆国軍隊の経費は、日本国が負担する場所、施設または役務に関する経費を除き、合衆国が負担する。日本国の経費で日本国が提供する施設および役務は、附属Bに詳かに規定せられてある。

## 第3章 委 員 会

(1) 場所、施設、経費および駐屯軍の地位に関する事項についての合意に利するため、両国の同数の代表者によつて構成される委員会を設置する。この委員会は、この行政協定が効力を発する日に成立する。この委員会は、何時でも直ちに開かれるよう組織される。この委員会は、所要の補助機関を設けることができる。

## 第4章 集団的防衛措置

(1) 日本国地域内で、敵対行為または敵対行為の緊迫した危険が生じたと合衆国政府が決定したときは、日本国地域にある全合衆国軍隊、警察予備隊および軍事的能力を有する他のすべての日本国組織は、日本国政府と協議のうえ合衆国政府によつて指名される最高司令官の統一指揮のもとにおかれれる。

(2) 敵対行為または敵対行為の緊迫した危険が生じたときは、前(1)項にしたがつて指命された日本国における全軍隊の最高司令官は、その必要と認める日本国地域内の区域、設備および施設の使用ならびに軍隊の戦略的および戦術的配備をなす権能を有する。

(3) 前記の戦略的および戦術的配置のための区域を定めるに当つては、軍事上の必要に矛盾しないかぎり地方住民の福祉、健康および経済的必要に充分考慮が払われなければならない。

## 第10 2月2日、日米協会におけるダレス特使の演説

ダレス特使は、上述事務レベル接衝の進行中、2月2日、丸ノ内工業クラブにおける日米協会の午餐会にのぞんで合衆国の対日講和にたいする原則的考え方を解明する演説を行なつた。

特使の演説はきわめて長文のもので、だいたい、つぎのような趣旨である。

### 平和は克ちとられよう

近隣の韓国に戦争がたたかわれているときに平和を談ずるのは現実離れがしていると感ずるものが多い。平和な大韓共和国が重武装した軍隊によつて突然攻撃され数10万にのぼる北鮮および中国共産主義者どもがツァー時代からロシアがほしがつていた戦略的地位を獲得するため殺りく行為に投入されつつあることは、まことに不吉なできごとである。無責任な軍国主義は、いまだ世界から駆逐されていない。この明々白々たる事実はわれわれすべてに重大な警告を与えるものである。しかし、警告といつてもわれわれにパニックまたは一般的戦争必至という宿命観をもつてというようなものではない。

合衆国は、一般的戦争は回避できるとの前提のうえにすんでいる。が、また、平和は平和を希望するだけで克ちとりうるものではないとの前提をとつてゐる。平和を克ちとるには、その偉大さとその犠牲的性格において戦争に勝つに必要な努力に比較されるべき強烈な、継続的な、指導よろしき努力を必要とするのである。

合衆国とその他の国々は、かような努力をしている。われわれはこの努力をちょうど間に合うようにしている。だから、わたくしはみなさんに絶望のメッセージではなく希望のメッセージをさしあげることができる。

もちろん、他人がなにをするかを確実に予見することはできない。しかし、どうすればだいたい安全であるかは知ることができる。国内社会で個人をだいたい安全にしている簡単として試験済の行動原則を諸国民が国際的に順守さえすれば、安全たりうる。

### 安全の初步的原則

われわれは、たいてい、家をもち、そこに生活し、財産や貴重品をしまつている。家を安全ならしめる第1の責任は、家庭の主人公の双肩にかかる。かれは、信頼のおける者だけを家におかねばならぬ。でないと、家庭の品物が盗まれるかもしれない。罪人が家を自由にできるほど不注意に家庭をいとなむ人間にたいしては、安全もないし同情もない。

用心ぶかい主人公は、貴重品を閉じたドアのうちにかくまい、しばしば銃と鍵をか

ける。こそどろがひろいあげるようなところにはつたらかしてはおかないと。銃前をかけたドアやキャビネットは、大胆な強盗ギャングどもにはのりこせない障害ではないが、小ぬすびとどもをひるませはする。

で、暴力をふるつて家に闖入してくる大それた罪人どもをどうするかの問題が残る。かれらにたいしては、集団的措置が唯一の信頼するに足る抑制策である。すべての家に武装番人をおくことは実際的でない。金がかかりすぎる。ふつう共同社会では、強盗があれば直ちに確実に行動を起し、そして、たぶん法を破る者を捕え罰しいう法執行の中核グループをつくる。このことが、いっぽんに強盗しそうな者どもを払いのけてしもう。結果として、よく秩序のたもたれた共同社会では盜人どもはめつたにその悪心をみたせないことになる。失敗するだらうということが侵略を抑制する。

#### 国際的怠慢

戦後発生した国際的強盗の大部分は、各国が家庭の主人公の個人的責任のそれと同じ国際的警戒措置をとらなかつたから起つた。諸国は自国内で国際的ギャングどもの秘密手先きに機会を与え、かつ、その貴重品を国家の銃前と鍵といべきものうしろにしまわなかつた。そのため、公然たる武力攻撃を加えることもなく、一発の弾丸をうつこともなく、多くの国々のすべて、または、大部分が自由を奪われ共産帝国主義に隸属する身となつた。ある場合には外国ギャングの手先どもが権力の全部ではないが大部分を奪つてしまつたときにいたつて政府と国民は危険に目ざめた。それから公然たる戦い、内戦となり、たれが支配者であるかがはつきりなつた。

しかし、ボルセヴィキ共産主義は破壊それから公然たる暴力行使から生れる結果を避けようとした。朝鮮においてさえ、攻撃者たちは、自分らは内戦に従事しているだけであり、中国共産軍は『義勇兵』として参加しているのだといひはつた。

日本は、主権の回復を待望するかぎり、上述の安全に関するエレメンタルな原則およびそれを無視する場合の結果から有用な教訓をくみとることができる。

#### 間接侵略を阻止すべき国家責任

日本の政府と国民は、武力侵入にいたらない、いわゆる『間接』侵略といわれる危険に対処する第一義的責任を負つている。

日本は、その国土を犯罪者の手先きから合理に予防する義務がある。そのためには、なかんずく、健康で力づよい日本社会が必要である。人口8,000万の国家は

あまりに人が多くて共産主義の手先きどもをみな捕えるというだけでは守りきれないと。用心が必要である。かといつて警察国家となる必要はない。警察国家といふのは恨みをはぐくみ、恨みは外敵の侵入を容易にする。弾圧・貧困・不正が大きく存在する社会では共産主義が侵透し繁殖するのを防ぎえない。

合衆国は、いい社会を建設させようと日本を援助してきた。講和は、合衆国の友好的態度を終らせないが、両国関係の形態を変え第一義的責任を日本の肩のうえにおくだろう。

日本政府と国民は、その場合、その国土内で暴力をもつて闖入するに非ざるかぎり盗みとられないよう貴重品を銃前と鍵のもとにしまう家庭の主人公のそれに対応する防護維持の第一義的責任を負うであろう。この防護を回避する国民はよう助的懈怠の罪を犯すものであつて同情に価いしない。5年前、わたくしは、合衆国人にむかつてこう申した。

『もしわれわれが軍事施設をないがしろにすると、ソ連指導者をしてわれわれについて危険な間違つた判断をくださすかもしれない。かれらは、当然、貴重品をもつてゐる者は、できるならば、それを防護するために力を用意しておくと考える。その家に銃前をかけない者はもちろん大きい値段のものはなにももつてないのだと考える。』

用心ぶかい家庭の主人公が、暴力をふるつて強盗をはたらく凶太さをもたない者どもをはらいのけるために防護措置を講ずる義務があると同様、その自由を保持しようとするすべての国は、公然たる暴力と殺りくの結果を甘受しないかぎり敵意ある軍隊がその国境を突破することのないように、じゅうぶんな障壁を維持する義務がある。

この点日本の場合は、日本が島国で共産主義の侵略的大陸から海によつてへだてられている事実のため問題は簡単である。

#### 直接侵略にたいする集団的防衛

『間接』侵略の危険から直接侵略—外部からの武力攻撃—のそれに眼を転ずると、ちがつた型式の防護措置を発見しなければならなくなる。『間接』侵略は個々の国家がひとりで対処できるが、強大な侵略者の本格的な武力攻撃に対処しうる国はわずかしかないからである。これに対抗するには、個々の国家は、個々の家庭主人公と同よ

う、集団的安全保障の取極が必要である。

国際連合はこのために結成されている。国連の第1に闡明されている目的は、『平和にたいする脅威を防止するため有効な集団的措置をとること』である。安全保障委員会は、侵略を抑制するため国際的軍隊を創設する任務を与えられた。が、それはソ連によりその拒否権行使によつて妨げられている。

最近の国連総会で、加盟諸国は、この危険なまゝ状態に注目し、わずかソ連圏5票の反対をもつて各加盟国が国際連合の部隊として行動する軍隊を創設するよう勧告した。

だから、われわれは、国際連合の指揮にしたがう妥当な国際軍がしだいに生れてくることを期待できる。それまでは、大規模の暴力による国際的強盗を抑制するには、国連憲章の許容するような地域的および集団的安全保障取極に国家の力を投入することを約束しなければならぬ。

#### 日本は招請される

今日、主たる抑制力は合衆国の有するところである。しかし、われわれはこの力をわれわれを防護するためのみに保持しようとは思わない。われわれの力を国連憲章にしたがい相互公約のもとに他国の方と結合させわれわれを防護する抑制力がまた他国をも防護するようにする用意がある。日本は、間接侵略にたいし自らを防護するつもりであられるにしても、希望されるなら、直接侵略にたいする集団的防護に参加されることができる。

しかし、それは合衆国が日本に強制しようとする選択ではない。それは招請である。合衆国は他を奴隸扱いにする行動になんの関心ももたない。それは共産主義世界の常用手段である。われわれは勇者と自由者のみに关心をもつ。選択は日本自らの選択でなければならぬ。

上述したような日本および他の友邦との協力のうえにたつ安全保障計画のもとで合衆国は両国の団結を立証するものとして日本国内および周辺に合衆国軍隊を駐屯させることを同情をもつて考慮するであろう。

このような取極は、日本のため、1950年6月前の大韓共和国のそれとはいぢるしくちがつた事態をつくりだすであろう。合衆国は韓国から軍隊を撤退しており、韓国で国連加盟国としての責任以外なんの責任も負つていなかつた。国際連合は、北

鮮が大韓共和国を攻撃するならば使用可能な巨大な力を喚起して侵略の根元に打撃を加えることになるであろうことを一度も明らかにしていなかつた。侵略者どもは、かれらの攻撃にたいする反応が局地化されてかれらにあらゆる利益を与える防衛者にあらゆる不利益をうけさせるであろうとの蓋然性に誘惑された。かくして強力な反撃という阻止力は完全に欠如していたのである。

#### 報復力による阻止

しかし、もし日本にわたくしが提示するような状態が存在するとしたらば、侵略者はマックアーサー元帥がいみじくもいわれた『特權的聖域』(privileged sanctuary)を享有することを當てにできないだろう。その場合、武力攻撃者は、想像を絶する強力な打撃をぶちかまされるだろう。

合衆国は、どの他の国とくらべても数倍の鋼・石油・アルミニウム・電力を生産する。われわれは、今や、侵略の意図を有する者どもはどの他の形式の力も尊敬しないようであるから、現在上述の生産物の多くを現実の軍事力に転換しつつある。他の自由諸国も同じことをしている。

これらすべてがいつしょになつて侵略者となるかもしれない者にたいし強大な阻止力をつくりあげる。これは単純な推測ではない。われわれは、すでに、判然たる侵略の意図と巨大な軍事力を有する国が公然たる武力征服の方法を用いなかつた事例を知つている。それは道義的抑制や地方的抵抗のためではなくして集団的安全保障のために用いられる報復的反撃力を恐れたからである。

われわれが概略を説明した安全保障計画は、日本が軍国主義国家となり日本を破壊の途にみちびいたような陸・海・空軍を創設することを要求するものではないことをお解かりいただきたい。そういうことに新しい日本は背をむけられた。そして、それは正しい。われわれの安全保障計画は、『個別的または集団的自衛の固有の権利』を『共同の利益の場合をのぞくほかは武力を用いられない』よう組織しようとする国際連合の理想を具現するものである。こうしてはじめて安全と平和はありうる。

#### 経済的福祉は達成できる

平和とは、安全保障を探求するといふうすぐらい仕事だけではない。平和とは、積極的な創造的な事態であつてすべての個人の・すべての国民の、また、諸国民の社会全体の生命を豊かにしうる、そして、豊かにすべきものである。このような平和であ

つてはじめて永続できる。

日本ではどうして物質生活の水準をあげるかという重要な問題がある。難かしい問題である。研究しなければならぬ。われわれの研究によつてわれわれは日本人の勤勉・適性および工夫力が世界各国との貿易通商によつて経済水準をあげることを確実に可能にするだろうと確信している。日本は相対的に資源に乏しく人口が過密であるというだけの理由で落胆する理由はない。

わたくしは、マンハッタンという島からまいつた。この島では22平方マイルしかないところに200万以上の人間が密集している。島には天然資源は港湾をのぞけば皆無である。しかもこの島は全世界で最も繁栄した地域である。

国民の経済的潜在力を1人あたり何平方マイルであるかによつてはかるほど馬鹿げたことはない。最も人口稀薄な地域がだいたい最も貧乏な地域である。

もちろん新しい技術や新しい市場は一夜で開発できない。困難の時期はあるはずである。また、防衛計画は一時的に大部分の原材料の窮屈をもたらすにちがいない。忍耐と執念とある種の犠牲とある種の外部からの援助が必要であろう。しかし日本がそのお得意となりうべき国々の好意をつかうならば、また、過去において戦争用の機械をつくるためにささげた努力のいくぶんでも産業への努力にささげたならば、良好なる経済的前途を期待することができる。

#### 精神的願望の達成

生命は、いまでもなく、はるかに肉体的生活以上のものであり、人間は肉体以上のものである。人間は精神をもつており、生命のよろこびは物質的でないものに依存すること大である。ここでは創造的能力にたいしてはなんの限界もない。日本人は、すでに数世紀にわたつて、美と文化を貴びこれを創造する能力あることを示してきた。その点で日本人がすでにかちえている栄誉ある地位は偉大なる将来を約束するものである。自由世界の豊かさは多様性からくる刺戟による。日本の自由世界参加はわれわれすべてのためにその豊かさを大いに増すことができる。あるものは、たくさん与えるものをもついている。みんな、有益にうけいれうるものをたくさんもつているのである。日本人は特色のある素質をもつているのであつて、わわわれ西欧のものはその成果とともに相わけたいと願つている。

自由世界と共産主義隸属世界の間の大きなかがいは、隸属世界ではすべての多様性

を抹消し各個人を強制して恥ずべき、そしてつまるところは人間の福祉と進歩を破壊してしまう劃一主義といふ窮屈な衣をきせるところにある。自由世界は、人間がおののおの相違し、めいめい平和にみずから天分にしたがつて発達する権利のためにたたかう。それが自由世界の他の国々が自由日本に期待するものである。さようにしてこそ日本国民はその立派な野心を実現することができるのである。

#### 立派な野心の培養

日本人はいつも野心的な国民であつた。それはいいことである。国民は、個人と同様、野心的である権利をもつ。まことに、それは義務でもある、けだし野心のない人間は社会にとって負担であるからである。野心は詐欺と暴力を使用する場合にのみ危険となる。日本国民は、ある時期、他国民の正当な野心を犠牲にして日本の野心をもつて達成しようと試みた指導のもとにたつた。それが悪いやり方であり失敗に終つたといつて野心自体が悪いということにはならない。

新日本は、合衆国建国者たちのいわゆる『行為と手本』によつてアジアで影響力をふるう大きな機会をもつてゐる。われわれの建国者たちは、合衆国が世界いたるところ偉大なる解放的影響力をおよぼしうることを信じていた。それがかれらの野心であり、そして、それは実現された一その間合衆国は経済的に貧乏でほとんど軍隊をもたなかつたという意味で弱い國民ではあつたのだが。にもかかわらず、われわれの国民は世界において指導的な有力な地位を占めるにいたり専制主義はわれらの手本の力におされて後退した。

現在、日本のアジアにおいてもつ機会と西方における合衆国の19世紀にもつた機会との間にはある程度あい似たものがある。当時、ヨーロッパと南アフリカの大部分は専制主義のもとにしんぎんし、アレキサンダー帝治下のロシアは世界中に帝国主義を拡大すべくあの神聖同盟なるものをうちたてていた。神聖同盟は、はじめのうちに成功したが、政治的自由と競争しうべくもなく間もなく崩壊した。専制主義の高潮はやがて退きはじめ、ヨーロッパ大陸と南アメリカの諸国民は自由をかちえた。

#### 日本の偉大を達成する機会

この歴史はくりかえすことができる。今日、アジアの多くを席捲しているような専制主義は、他のアジア国家が自由を実行して自由な人間だけが産みだせる多種多様な

豊かさを産みだしてみせれば、かような自由の身近かな対照によく堪えうるものではない。ボルセヴィキの指導者たちは、手本の力を知るが故に自由が常に独裁政治の隸属者にたいしおよぼす魅力ある影響力を排除しようと鉄のカーテンなるものを発明した。鉄のカーテンは、不可避事をおくらしはしても、これを阻むことはできない。世界は、その半が自由であるかぎり、その半が奴隸の状態にありつづけることを決して許すまい。共産主義独裁政治の崩壊は、自由な諸国民が自由の意味するところのものを実物宣伝することによって自由を高揚するならば、確実である。

この事実こそ日本国民にアジアにおいて新しい歴史的機会を与えるものである。これは、人間の可能なもつとも美しい素質を要求する。日本人を一友人として、または、敵として一識る者はたれでも日本人がこのような素質を發展させうることを疑わない。日本人の勇気と犠牲心はじゅうぶんに發揮されてきている。不幸にしてこれらの素質は、たびたび眞の偉大さというものの性質を曲解した努力のなかに使われてきた。偉大さというものは、他人の欲しないものをかれらに強制する能力によって計られるものでない。むしろ、それはすべての人がその願望をよりよく実現できる新しい方途を発見しうる能力にある。それをなすものはすべてのものが歓迎する道義的指導力と権威とをもつにいたる。

#### 信頼と機会

われわれ使節団は上に述べた諸原則を体して動いている。これらの原則を実現することは容易な仕事ではない。条約に書きこむ文言を見つけだすことではない。文言を見つけることは簡単であろう。良い結果というものがそうたやすい方法で達成されることは稀である。高遠な言葉の辞書全体は、人類が歩んでこなければならなかつた惨酷な歴史の途上に散乱している今では一片のちり紙にすぎない諸条約によつて使いつくされてしまつている。

もはやわれわれは、条約の文言は、それが約束の文言であろうと抑制の文言であろうと、当然そのまま施行されるものとは信じない。講和で将来をかくあれと命令してもうまくいくものでない。せいぜい探求されているよき将来をつくりそうな条件を創りだせるくらいである。

この種の条件を発見することが、主要関係連合国との同種の会談にひきつづいて現在この東京で行われつつある下交渉の目的である。最終結果を予言するのはまだ過早

である。失望もたぶんあるだろうし、また、あるものには不正義と思われることもあるだろう。将来にたいする高遠な原則を過去によつてつくられた現存する現実とある種の妥協をなさないで実施することは決して可能なことではない。しかし、われわれは、講和で回復される完全な主権の保全をみずからの努力によつて擁護する機会、直接侵略にたいする集団的安全保障に参加する機会、国民の発明力と勤勉によつて生活水準を向上する機会、それから、良い手本の力によつて道義的成长と尊敬される指導的地位を達成する機会を日本に与えるような講和を探求しているのだといまからいうことができる。

これらが、日本はいまや信頼するに足る国民であるという戦勝国を感じを反映する講和によつてわれわれがつくりだそうとしている機会である。ある点ではまだ、無理もないが、留保しなければならぬところもある。しかし、降伏以来今日までの間、日本国民は最高司令官の正当な政策に対応して誠実に降伏条項を遵守したので、信頼は増大している。その正義と誠実の堅固な基礎のうえにわれわれは講和一信頼と機会の講和一をうちたてようと考えている。

この演説にたいし、自由党と民主党は好感を表明し社会党は失望を表明した。

また、岡崎内閣官房長官は、つぎのような談話を発表して内閣方面の感想をもらした。

「演説全般を通じて、日本がはつきりした決意と態度とをもつならば、米国は必ず日本の希望するように援助をするだろうという米国の考え方たがうかがわれる。このことは、日本の誠意がくみとられたことを示すものといえよう。具体的には「日本が間接の侵略にたいし自己を防衛する意思があるならば、日本はその希望によつて直接の侵略にたいして集団的防衛に参加しうるのである」という点が注目されよう。間接的侵略にたいする自己防衛を確保するということは、つまり国内の治安確保の確立ということになろうが、これについては警察予備隊を中心とする治安維持の組織を完成することが当面の課題といえよう。直接的侵略をうけた場合の日本の安全保障は以上のような間接的侵略にたいする自己防衛能力を前提として、国連憲章の主旨にもとづく集団安全保障が期待されるわけであるが、その場合、日本がどういう責任を分担するのかこの点は明示されていないが、日本国民の大きな研究課題である」

ダレス特使は、講和に関連して来日するごとに、日米協会午餐会などの公開席上にお

いて日本国民を対象に対日講和にのぞむ米国根本政策についてかんでふくませるよう熱心に米国の真意を説ききかせた。知識人の間に『ダレスさんのお説教』とささやかれることがあつたが、今日、これを読みかえし特使の説示と予言を頭において日米交渉が実際たどつた筋道、さらには、今日わが日本の到達している国内および対外的地位を顧ると、そこに一種の感慨に近いものを感じずにはいられない。

特使の演説原文は、付録36に収めてある。

### 第11 2月6日の総理とマッカーサー元帥の会談

2月6日12時半から総理はマ元帥と会談された。同日午後その内容について事務当局にたいし概略を話された。その後に事務当局から午前の外交局における先方との会談のいきさつを報告して了承をえた。

総理とマ元帥の会談内容は、6日夕、「後日のため、頭に残っている部分を記録にとどめておく」とことわりがきしたメモ（西村）によると、おおよそ次のとおりである。

1 総理から「ダレス大使との会談で領土問題をとりあげたのは、日本国民の領土問題にたいする強い関心にかんがみ政府責任者として一言しておかねばならぬところからしたものである。領土事項が既決事項であることは政府としてとくと理解しているところである。国民にたいする責任者としての立場からするほか、他意は当い」旨をのべ、マ元帥は「そうだつたのか」といつて総理の趣意を諒承した。

2 マ元帥から「米国は7原則に示されている寛大な方針で対日平和を推進するつもりである。船舶や繊維や賠償についてイギリスの態度はタフであろうが、米国は既定方針の貫徹に努力するであろう。ダレス大使は日本にきて日本の各界の指導者と会談し、日本の内意をよくつかみ、それだけその個人的権威を強固にして、フィリピン、オーストラリア、ニューカaledoniaにいき、かれらの説得に努めるはずである。日米間にまとまつた案をみせ、諸君がこれについてこなければ米国は単独でこのような条約をつくるぞと威嚇してまで素志の貫徹に努めるであろう。ダレス大使はいい人物である。日本のため仕合せなことである」との話があつた。

3 総理から「再軍備を云々することを日本は避けたい。警察予備隊は軍隊でないとの法制の建前であり、政府もそう強く主張してきている。こういう事情であるから、条約などで予備隊が軍隊らしいものであること、または、日本が再軍備するようなことを規定するのは、どうしても避けなければならない」といわれたにたいし、マ元帥は同感の意を表した。

4 ついで総理から「ダレス大使に提案した5万人のセキュリティ・フォースこそ将来の民主的軍隊として立派なものに育成したいものである。これがため将来の参謀本部についても英米式の立派なものをつくりたい。よい米国軍人の援助をえたい。日本は、明治時代、ドイツのメッケル将軍を顧問としたるより漸次ドイツ式陸軍となつてしまつた。この過誤をくりかえしてはならぬ。ウィロビー将軍のところにいるような日本軍人など使いたくない」といわれたにたいし、マ元帥は「近時の武器の進歩は急速であつて5年実務をはなれれば、もう、役にたたぬ人間になる。終戦後5年半すぎた。日本の軍人連は、もはや、役にたたぬ代物になつてゐると思う」と答えた。

5 会談中、マ元帥は「占領費について自分は全部免除すべきであると主張したが国防省にはなお反対がある」とのべた。

6 なお、例の占領下における制度改革については、総理は、わざとこの会談では言及しなかつたと付言された。

会談メモは付録37に収めてある。

### 第12 2月7日の総理ダレス会談

2月7日午前10時半から総理は三井本館の外交局でダレス特使と会談し前日までの事務当局レベル会談の総仕上げをされた。また、この会談で漁業問題に関する日本政府の書簡をダレス大使に手交された。

出席者

先方 ダレス シーボルト フェアリー ジョンソン マグルーダ バブコック  
当方 総理 井口 西村

#### 1 再 軍 備

まず、総理から、昨6日マ元帥との会談で、条約その他の文書に日本が再軍備するこ

とを明言しないようにと希望しておいたと告げられ、

ダレスは、同見である。どこにも日本の再軍備をいわぬこととした。米国は日本に再軍備を強制しない、と答えた。

総理から、日本が自発的に軍隊をもつ場合には、全く新しい軍隊をもちたい。とくに参謀本部に気をつけ軍国主義の復活を阻止しなければならない。かつての日本がドイツ式をとりドイツ人メッケル将軍を顧問としたあの過誤をくりかえさぬよう米国の方にならつて機構も人も考えたいと念願する。米国の好意ある援助を期待する、とのべられ、

ジョンソンは、独式と米式の相違は、米国では軍人が文官のしたにあることである。3軍の最高指揮者は文官たる大統領で大統領が国防長官や3軍の長官や次官などにはみな文官を任命し、しかも、コングレスの承認を必要とする。文官から独立して行動しうる軍人も軍隊もいない。総理のお気持は正に了承した。ワシントンの責任者に伝達いたすべし、と答えた。

## 2 漁業問題

ついで総理から、漁業問題に関する書簡をダレスに手交された。

ダレスは、直ちに返簡をさしあぐべし。往復文書は適当な時機に公表したい。漁業問題については、西海岸業者がきわめて神経質であつてどうとりあつかわれるかを注視している。平和条約を成功裡に締結するには、かれらの支持をうける必要がある。この文書は、かれらを満足させるに足るものであるから、よく考えて適当の時日と場所で発表することとしたい、とのべ、

総理は、本件は、いまのところ、農相と官房長官だけが知っている。発表前に内部的に内閣の議をへておきたいから、発表の時日と場所については事前にご連絡願いたい、と要望され、

ダレスは同意した。

## 3 仮覚書、日米集団的自衛協定、行政協定

ついで、ダレスから、上述の三つの文書にたいしなんらかご意見はないかと総理の感想を求めた。

総理は、マ元帥にもいつたとおり、自分が領土問題をとりあげたのは対内考慮からでしたもので他意なきものなることを了とされたい、といわれ、

ジョンソンは、米側が沖縄諸島の範囲を1度だけさげて北緯29度以南としたことを指摘した。

ついでダレスは、

(i) 内乱の場合日本政府の要求による駐屯軍の援助が内政干渉とみなされないと規定について第3国からの教唆または干渉により惹起された内乱の場合とするのに異存ない。

(ii) 戦犯に関する部分に条約発効後新規の訴追が許されないことは、とくに規定せずとも、さようになる。フィリピンとオーストラリアに少数の懸案があるばかりである。（総理は、ここで、ソ連関係からみても条約でこの点に言及しないでおいてよろしかろう、と口をさしはされた）。

内地服役について米国があつせんを希望される点は、従来どおり米国で努力いたそう。米国を信頼されたい。

(iv) 経済条項のうちに「最惠国待遇」とあるのは有条件的なりや無条件なりやとのご質問にたいしては、有条件的である。文書をよくよまれればその意味のことがだしてある。

(v) 在外財産について、戦闘行為をしなかつた連合国にあるものについては免除してもらいたいとの希望は、これら連合国はいずれも宣戦しており現実に戦闘行為をしたものとしないものとを区別することが困難である。戦時・戦後の長い期間にそれぞれ措置をとつているものもある。希望のように取りはからい難い実情である。

(vi) 在日連合国財産補償についてご質問のあつた「その活動および財産が一般連合国人に適用される日本の戦時特別制限に服せざりし者には、補償の要なし」とあるのは、敵人として取りあつかわずに友邦人として取りあつかわれた者には補償の要はないという意味である—

と、事務当局レベルの話しあいで明らかにされていた諸点をあらためて説明し確認した後、

「米国は、これら三つの文書に現わされた大方針—それは条約基礎案に付属のゼネラル・オブザベーションのところに記してある—を体して他の連合国と交渉をすすめる所存である。ただし、この方針を貫きとおせるかどうかは、疑問である。できあがる条約は、米国が考えておるほど自由なものとはならないかもしない。ある程度

の妥協が必要となるのではないかを恐れる。例えば、船舶である。日本に過度の船舶と造船力をもたすことを危惧する国がある。（ここで、わが方から提出した資料にある造船力45万トンはストライク報告などの数字と相違しているといつて再検討方を求められた）。例えば、賠償である。在日連合国財産にたいする補償を400億円（4年間に円貨で支払う）で打ちきり、しかも、この円貨は外貨にならず日本内地に再投資するほかない。これらの事情を考えると、賠償打ちきりについてフィリピンその他の同意をとりつけるには困難なきにしもあらずである。イタリア条約に例があるような生産物賠償をある程度考えねばならぬかもしけれぬ。研究しておかれたいた。

また、日本の金についても問題がある」

と長広舌をふるつて米国の寛大な対日平和の方針を説きつつも造船力45万トンの数字の再検討と生産物賠償の研究を求め、また、日本の金について問題のあることを警告した。

#### 4 捕鯨取締条約とオットセイ条約

最後に、シーボルト大使から、漁業問題に関連して捕鯨取締条約はどうなつているかとの質問があつた。

当方から、近く正式に加入について国会の承認手続をとることになつてゐる、と説明した。

また、ダレスから、オットセイはどうか、との質問があつた。

当方から、米加条約があつて、これに加入することが可能であるかどうか、または、米加協定に代わる条約の締結に参加するかを調査する必要がある。参考のため米加協定をシーボルト大使におとどけいたそう、と答えた。

以上をもつて会談を終了した。辞去するに當つて総理から、米国の日本にたいする寛大にして好意ある方針を感謝し、その努力がすみやかに結実するよう希望された。

同日午後、会談中の約にしたがい船舶関係資料（訂正版）と米加オットセイ保護協定（原文と和文）を先方にとどけておいた。

2月7日の総理ダレス会談メモは、付録38

総理発ダレス大使宛漁業問題に関する書簡は、付録39

また、2月7日午後先方に提出した船舶関係諸資料（訂正版）は、付録40に収めてある。

午前の会談においてダレス特使から再検討を求められたにたいし同日午後直ちに提出した船舶関係諸資料（訂正版）は、付録40でみられるとおり、

「日本は戦前約600万トンの船腹を有し、その大部分は外洋航行船であつた。現在は、タンカーをふくめ882隻（2月5日提出の資料は152隻）176万トンを有するが、その大部分は外国航路に適しない。現有国際船級船は、貨物船43隻（439,000トン）タンカー10隻（97,000トン）であつて、これらの船舶は1950年に日本の輸出入の20ないし25パーセントを輸送した。

造船については、1949年に43隻（280,000トン）（前回の資料は39隻（28,000トン）、1950年に35隻（240,000トン）（前回の資料は39隻（24,000トン）の建造に着手し、28隻の戦時標準型船が外洋航行に使用するため改修中である。

日本の所有船腹は、

1951年3月末に

貨物船	106隻	(566,000トン)
（前回資料は	106隻	(567,000トン)
石油タンカー	16隻	(163,000トン)
計	122隻	(729,000トン)
（前回資料は	122隻	(739,000トン)

1951年12月末に

貨物船	141隻	(805,000トン)
（前回資料は	143隻	(803,000トン)
石油タンカー	19隻	(200,000トン)
計	160隻	(1,005,000トン)
（前回資料は	162隻	(1,003,000トン)

となるものと予期されている。

上記のトン数は日本の船舶需要をみたすには足りない。1951年には日本の輸入のわずか30パーセントが日本船腹によつて輸送することができる。このパーセンテージをすくなくとも50パーセントにひき上げることが望ましい。（前回の資料には「このパーセンテージをすくなくとも50パーセントにひきあげることが望ましい」の一匁がない）。

## 造船能力

最大能力 802,000 グロストン

現在稼動可能能力 450,000 グロストン

造船工場のふる操業は船腹不足を軽減するに役立つであろう。

合衆国から「リバティ型またはヴィクトリー型」船の賃借または購入をつよく要望する。(前回資料は「日本は年間45万トンの造船能力を有する」という書きだしで「最大能力 802,000 グロストン」に言及しない。)

と説明し、かつ、そのほかに

戦前および戦後の日本保有船腹表

商船の航路別配船表

日本関係貨物運賃表

外洋航行船トン数推移

外国航行船腹の推移

外洋航行船腹の推定供給および需要量

造船能力

大造船所の造船能力一覧表

規格造船

などの資料をふくんでいる。

## 第13 2月8日漁業問題に関するダレス特使発総理宛返簡の受領

漁業問題に関するダレス特使発総理宛書簡は、約にしたがい2月7日付で8日午前接収した。

返簡は、付録41に収めてある。

第14 2月8日、行政協定第2章のB表および平和条約後の国連軍  
にたいする日本の援助に関する先方の提案

2月8日の午後、先方は、井口次官を招致して、

- (イ) 行政協定第2章(経費)に規定するB表について日本政府が米国駐屯軍に提供する施設および役務の内容を米英協定の例にならつて定めておきたい。また、
- (ロ) 集団的自衛協定に関連して、平和条約後も日本が現在どおり国連軍の通過と日本における物資買付によって国連軍を支持することを明らかにしておきたい。

そのためふたつの追加文書(addendum)を作成することとしたい――

といつて、案文を手渡し、その研究を求めた。

前者は、

「行政協定の「経費」という題名を有する第2章は、日本国の経費で日本国が合衆国軍隊に提供する施設および役務は、付属Bに詳かに規定せられてあるとのべている。

日本国は、日本国が提供すべき施設および役務は、合衆国軍隊が駐屯する他の諸主権国家が提供しているものと一般に同一とするものと了解する。

いかなる施設および役務を提供するかについては、条件が異なるので、すべての国々において完全な画一性があるわけではないから、日本国が提供する施設および役務は、グレート・ブリテン国が合衆国空軍にたいして提供しているものを陸軍および海軍の妥当な要求を満たすために拡大したものと類似のものとすると了解する。この了解にもとづいて、日本国は、次のものを提供する。

合衆国軍隊が利用するすべての不動産(付属書Aに記載される)にたいする不動産賃借料

共同に使用する施設(たとえば、付属書Aに記載されない飛行場および港の施設)の無料使用

貨物および公務で旅行する人員の鉄道、トラックおよびバスによる無料輸送

行政協定の署名に先立つて、他の主権国で提供されている援助の一般的な形態に重大な変更があつた場合には、合衆国代表者は、付属書Bにしかるべき変更を提案するものとする」

という内容であり、

後者は、

「国際連合は、1951年1月30日の第1委員会の第438回会合で採択された決議において

「朝鮮における国際連合の行動にたいして、ひきつづきあらゆる援助を与えることを、すべての国家および官憲に要請し、

朝鮮における侵略者にたいして、いかなる援助の供与もさしひかえることを、すべての国家および官憲に要請している」

したがつて、この条約が発効する時において、朝鮮において国際連合が、依然、作戦行動をつづけている場合には、日本国は、国際連合が、条約が発効した後において、以前と同様な方法で、同様な財政的取極にもとづいて、朝鮮における国際連合軍を、ひきつづき、日本国を通じて支持することを許容する。かかる日本国の便宜と役務の使用は、この条約を実施する行政協定にもとづいて合衆国に与えられる便宜と区域をのぞき、国際連合の負担においてなされるものとする。

(注) 国際連合の朝鮮における努力にたいして、日本国により現に与えられている援助は、一般に、すべての形態における供給と装備およびすべての形態における役務よりなる。これには自動車、武器および装備の修理、傭船、荷役、鉄道輸送、電話および電線の賃借、通常の労働をふくむ。ただし、これらのみではない。これらの財貨および役務のすべては、過去7ヵ月で価額にして、約2億ドルにのぼるが、これは、国際連合の負担において、提供された

という内容のものであつた。

集団的自衛のための日米協定の補追は、付録42

行政協定の補追は、付録43

に収めてある。

## 第15 2月9日の会談

——5文書イニシアル——

2月9日午前11時ないし12時。三井本館で。

先方 ダレス シーボルト アリソン フェアリー ションソン マグラー  
ダ バブコック

当方 井口 西村 松井(明)

1 当方から、前日午後受領した(1)日米協定の追補および(2)行政協定の追補の提案にたいし、検討の結果、いずれも異存がない。ただし、日米協定の追補案にある「同様な財政的取極にもとづいて」(under the same financial arrangements) とある文句は、占領の終了後、進駐軍のサービスに現に干与しているわが方の諸機関には変化があるかもしれない、必ずしも現在と同じ方法による便宜は与えられないかも知れない。だから、the same financial arrangements を the similar financial arrangements としたがよくわからないかと思うとのべたところ、先方は、the same financial arrangements とは、現在國連軍がやつているようにドルをもつて日本で物資を購入するという意味である。米国は、平和条約後は、総司令部もなくなり、プロキュアメント・オーダーももちろんなくなるべきものと考えていると説明した。

先方の意図がはつきりしたので、当方から原案どおりで差支えない旨を答えた。

2 ついで、今回の会談で日米双方の間に一応の合意に到達した五つの文書—平和条約の基礎案を説明する仮覚書・集団的自衛のための日米協定案・その追補案・行政協定案・その追補案—ふたそろいが提出され、そのおののにイニシアルし、また、それらのカヴァリング・ノートともいいうべき「覚書」(Memorandum) に井口とアリソンが署名し、日米それぞれひとそろいづつ保有することとした。

カヴァリング・ノートたる「覚書」は

「ここにI、II、III、IVおよびVと通し番号を付した五つの草案が添付してある。これらの草案は、ジョン・フォスター・ダレス氏およびその協力者と吉田茂氏およびその協力者との間の討議の主題であつた草案と同じものであることを確認するために合衆国使節団のジョン・エム・アリソン氏と日本国外務省の井口貞夫氏がそれぞれにイニシアルしたものである。」

これらの討議も、また、付属草案の確認のためのイニシアリングもなんら合衆国政府または日本国政府のコミットメントを意味するものでなくして、ただこれら草案の関係する意見の交換は平和の解決を探求する過程における一段階をあらわすものにすぎないことが了解される。合衆国の現在の見解は、今後の合衆国による考究を条件とし、また、今後の他の関係諸政府との協議を条件とするものである」というものであつた。

### 3 最後に、11日に双方で公表する今次交渉に関する声明について協議した。

わが方の声明案と先方の声明案とのふたつがあつた。先方は、わが方の案から「平和は間近い」という文句を削除することと先方の声明案にある「日本国内および近辺における合衆国軍隊の駐留」(retention) の文句を挿入することを希望した。

声明文については、会談終了後も電話で打ちあわせをつづけた。さらに、同9日夜の総理のダレス一行招待の晩餐会（目黒公邸）の席上でも、文句の訂正が打ちあわされた。白洲氏からダレス、アリソン両氏にたいし上記米国側の声明にある合衆国軍隊の retention を maintenance とするよう申し立てそのように修正された。

ふたつの声明は、打ちあわせどおり、2月11日公表され同日の朝刊各紙に大々的に報道された。

2月9日の会談メモは、付録44に収めてある。

また、井口・アリソン間でイニシアルした五つの文書およびそのカヴァリング・ノートの「覚書」は、一括して付録45に収めてある。

### 第16 2月9日の総理のダレス使節団招待晩餐会

2月9日夕、総理はダレス使節団一行を目黒公邸に晩餐に招待された。

宴にさきだち総理とダレス特使・シーポルト大使・ジョンソン次官補との間に次のような応酬があつた。

総理。

今回の日米会談が満足すべき成果をみたことについてダレス大使の御努力を感謝する。

ダレス。

( 90 )

- 98 -

われわれの仕事が意外に早く済み広汎な問題について忌憚のない意見の交換ができる、その結果の満足すべきものがあつたことは、総理の御協力によることが多い。とくに、日米間に共同防衛の問題について一応の了解ができたことは、よろこばしい。世界が今や自由主義諸国と共産主義諸国とにわかっていることは厳しい現実であつて、共産圏の周辺にある地域のいずれかに無防備の真空状態が存在すれば、かれらがようしゃなく突込んでくることは、朝鮮事件の例にみても明らかである。これに対抗するためには、準備と勇気が必要である。日本がこの共産陣営の脅威・侵略にたいする共同防衛に参加する熱意を表明されたことは、エポックメーキングなことというべく、共同防衛のためにじゅうぶんの寄与をしてもらいたい。

総理。

われわれとしては、自由世明の共同防衛のためにできるかぎりの寄与をする用意がある。

シーポルト。

東京会談で最も注目すべきことは、勝者が敗者と対等の立場に立つて隔離なく意見を交換したことであつて、これは後世の歴史に残る一つの新しい例をひらいたものである。

ジョンソン。

キプリングは East is east. West is west. Never the twain shall meet. といつているが、今回の会談で相戦つた東西・日米両国間に meeting of minds があつたことはうれしい。

食事の間、和気あいあい裡に雑談に花が咲いた。

もともと、総理の意向で、この宴席で総理のなされる挨拶の案（英文）が用意してあつた。しかし、みなが格式ばつたスピーチはしないほうがいいとの意見だったので、総理はスピーチをされなかつた。

用意してあつたスピーチ案は、付録46

に、また、

晩餐会における主客間応酬の簡単なメモは、付録47に収めてある。なお、ファイルのなかのメモのカヴァーには西村の手で「当夜は印象深い会食であつた」と書きいれてある。

( 91 )

- 99 -

第17 ダレス使節団の離日と離日に際してのダレス特使の声明および総理の声明

1 ダレス特使一行は、11日前9時30分羽田を出発しフィリピン、オーストラリア、ニュー・ジーランド経由帰国の途についた。空港にはマックアーサー元帥夫妻、シーボルト大使夫妻、各国外交代表ら、また、わが方からは岡崎官房長官夫妻、井口夫妻、西村らが見送った。（一行のうちジョンソン陸軍次官補夫妻、マグルーダ少将の3名は一足さきに10日午後7時30分マックアーサー元帥、バブコック大佐、井口次官夫妻らの見送りをうけ羽田出発一路ワシントンに向つた。また、ロックフェラー夫妻はなお数日滞京した。）

2 離日に際し発表した長文の声明でダレス特使は、つぎのように述べた。

「わが使節団は、2週間以上も将来の平和取極について日本国の指導者たちと協議をとげた後、日本国を去ろうとしている。

1 当地において、われわれは、これまで連合国と討議した、対日平和条約において具体化されることのある諸原則を討議してきた。連合国との従来の会談に関連して明らかにされたように、われわれは、簡単な条項で正式に戦争を終了し、日本国に完全な主権を回復し、その主権のおよび地理的地域を明定し、日本国が将来国際連合に加盟することを予期し、日本国のが固有の単独および集団的自衛権を承認し、暫定的通商協定を設定し、かつ、請求権の解決を規定するような平和条約を予想する。条約前文において、日本国は、戦後の立法および発展を促進してきた国内的および国際的行為の高貴な諸原則に忠実であろうとする決意を表明することができよう。

2 われわれは、日本国将来の安全保障を討議した。2月2日に、わが政府の権限により、わたくしは、もし日本国が希望するならば合衆国が日本国の国内および周辺における合衆国軍の維持について好意をもつて考慮する旨を公表した。

日本国政府は、熱心にこの提案を歓迎し、当地におけるわれわれの多くの会談とわれわれに寄せられた各種の意見の表明の結果として、われわれは、平和条約の効力発生により日本国に全く軍備のない自衛不可能な軍事的真空状態が残されないためにこの提案を受諾するというのが日本国民の圧倒的な希望であることを確信する。したが

つて、われわれは、合衆国と日本国との間の暫定的安全保障取極を討議した。

これに関連して、われわれは、合衆国が当事国となる決定的性格を有するすべての地域的または集団的安全保障取極は1948年6月18日の「ヴァンデンバーグ」上院決議で定められた基本政策にしたがつて全当事国による「継続的で効果的な自助と相互援助」を規定しなければならないことを指摘した。

3 われわれは、日本国前途に横たわる経済問題を討議した。われわれは、平和条約が日本国に重い経済的または財政的負担あるいは大きな商業的無能力を課さないならば、日本国が自身の努力および国民の豊かな資質と勤勉によつて満足すべき向上する生活水準をその国民のために発展することができるという見解に到達した。われわれは、日本経済が自由世界共同体の有益な構成部分として健康と活力を見出しうる方途を発見するために、合衆国がひきつづいて日本国と協力する意向であることを指摘した。

4 われわれは、両国民間の文化的提携の発展を考察した。われわれが将来に求める関係とは、単に契約上または経済上の関係にのみ依存するものではない。個人的友情と相互的尊敬の念が必要である。われわれは、合衆国および日本国両国民がそれぞれ他方の知識、文学および芸術の結晶ならびに精神力の創造的で持続的な源泉を吸収しあうことによつて豊かになることができるような結合を平和のうちに期待する。

われわれは、前記のすべての事項について満足すべき了解に達したという感情をいたいて日本を去る。われわれは、日本国政府、政治的指導者おおび多数の国民に対して、かれらの問題および熱望を理解するように誠意をもつて援助されたことを感謝する。

われわれは、マックアーサー元帥およびかれの幕僚の賢明な助言によつて多大の援助をうけた。シーボルト大使は、われわれの討議のすべてにおいて積極的な役割を果した。われわれは、また、連合国各代表部の構成員と有益な協議をなす機会をもつた。

われわれが当地で集めた情報により、われわれは、いまや、正確な条文を形成するに先だつて行なわなければならない連合国との討議をさらにすすめることができとなつた。われわれは、希望をもつてわれわれの平和の使命を一層前進せしめるであろう」

3 特使の離日に際し、吉田総理は、つきのような声明を発表された。総理は、11日は大磯にあつて、特使を羽田に見送ることをされなかつた。

「ダレス大使およびその一行は、1月25日東京到着以来、連合国最高司令官、総司令部、とくに外交局と緊密な連絡を保ちつつ、米国人の勤勉ぶりと迅速さで、対日講和問題解決の方途の探究に当られたのである。

この2週間の間に、わたくしは、大使と3回にわたり公式の話しあいをしたほか、その他の席上でも数回お会いし、また、政府係官は、この間、連日大使およびその一行と会談の結果、彼我了解上きわめて満足すべきものがあつた。

われわれは、米国が、日本と公正な平和条約を結び、日本の国際連合加盟を支持する考のあることを知るとともに来るべき平和条約に関する諸問題について彼我の気持を交換することができたことは喜びにたえないしだいである。

わたくしは、この際、ダレス大使がわが国民感情と国民性について特別の配慮を示されたことを感謝する。大使は、また、政党幹部、国会議員、言論界、実業界および労働関係の代表その他多数の人々に努めて面会し意見を聴取された。かかる態度は、昔日の日米親善関係再建に資するところ少なからざるものありと信じ、これに関連し、ロックフェラー氏が両国間の文化交流促進のため一行に加わつて来られたことは、まことに喜ばしいしだいである。

ダレス大使は、2月2日の公開講演で、集団安全保障の諸原則と自由諸国の自衛および相互援助の必要について詳細に論ぜられたが、これは、国内に多大の反響をよんだ。朝鮮で共産勢力が公然と仮借なき侵略でている現実に直面して、大使は、日本本土およびその周辺に米国軍を駐在せしめて、軍備のない日本を護るために米国との間に安全保障に関する取締を締結するよう招請されたが、政府および国民大多数は、これを心から喜んで迎えるものである。われわれは、自らを護り、自らの国土防衛のため、できるかぎりのことをするという責務のあることは、じゅうぶん認識している。日本の果すべき役割の内容と範囲は、日本が独立を回復し、自由諸国の社会に対する一員として仲間入りした暁において、わが経済および産業の回復の程度に応じて決定されるであろう。

ダレス大使の出発に当り、多大の成果を収めた大使一行の熱心な努力に謝意を表し、大使がマニラ、キャンベラおよびウエリントン訪問に成功を収められ、一路平安ワシントンに帰られんことを祈るしだいである」

( 94 )

- 102 -

ダレス特使の声明（英文）は、付録48

吉田総理の声明（英文）は、付録49

に収めてある。なおダレス特使声明の原案も参考のため付録48に添付しておいた。

特使の声明も総理の声明も、特使が、滞在中、政府当局との交渉のほか広くわが各界の代表者と意見を交換したしだいをのべている。全くそのとおりであつて、その実状は本調書巻末の「参考資料」の部に収めてある情報部作成「ダレス使節団訪日関係資料」（昭和26年2月15日付）の第1部「ダレス特使一行訪日動静」に詳細に記録してある。一覧ありたい。

### 第18 総理の国会にたいする経過報告

総理は、2月13日午後、おりから開会中の第10回国会の衆参両院の本会議に出席し日米会談に関し報告演説を行われた。

報告演説案は、2月11日朝ダレス使節団一行を羽田に見送った後井口次官、小畑、西村の3人が大磯に車をとばし、総理の閲覧をこい、総理自ら加筆訂正された。

国会議事録にある総理の報告演説は、下記のとおりである。

ファイルに保存されてある原案（タイプしたもの）には総理の訂正と追加が毛筆で書きこまれてあるので、総理の訂正加筆の部分ははつきり見わけられる。その主なものは、(i)わが国の安全保障の点について説明された節で「国内治安は現状において毫も懸念なしと信じますが、警察治安の機関を充実して万いかんを期する考えであります」の一文を追加されたこと、および(ii)安全保障のつぎにその他7原則にふくまれる諸事項について説明された部分に「そのうちとくに米国の関心を有する東太平洋の漁場については、わが方において一方的に自發的措置をとることによって暫定的に解決することにいたしたことを付言いたします」の一文を追加されたこと、の二つである。詳細は、付録50に収めてある総理の報告演説案について承知ありたい。

官報号外所載第10回国会衆議院会議録第12号の抜粋

○議長（幣原喜重郎君） これより会議を開きます。

外交問題についての吉田国務大臣の発言

( 95 )

- 103 -

○議長（幣原喜重郎君） 内閣総理大臣から外交問題について発言したいとの通告がありました。この際これを許します。吉田内閣総理大臣。

〔国務大臣吉田茂君登壇〕

○国務大臣（吉田茂君） 今回のダレス大使一行の日本訪問に際し、私及び政府係官が大使その他と話し合つたことの内容につきまして、お話をいたします。

今回の話合いは、講和条約の交渉または下相談というものではなく、講和及びこれに関連する諸般の問題について、互いに隔離なく意見を交換いたした次第であります。今回の話合いを通じて私が特に深く感銘いたしましたことは、わが国に対する米国の好意の銘すべきものがあることであります。これは敗戦の旧敵国として日本を見ていられないというだけのことではありません。米国は敵国としての旧怨を忘れるばかりでなく、進んで日米両国が民主自由主義諸国の一環として共同防衛の責任をわかつち、将来の長きにわたつて友好関係を結ぶことを希望しておる熱意を示されたことであります。（拍手）

私は、わが国として新しき将来の運命を開拓していくについては、民主主義諸国、特に米国と緊密に協力して行くべきであると、かねがね信ずるものであります。この点は、国民大多数も最も同感するところであると私は確信いたすものであります。

（拍手）従つて、米国政府がかように寛大、友好的な態度を示されることは、日本の将来のために、はたまた東洋平和のために、まことに御同慶の至りであります。（拍手）

米国政府が日本との平和条約について抱いておる構想は、いわゆる7原則に示されておるのであります。この7原則は、平和条約に取入れらるべき内容のほとんど全般を尽しているものであります。その内容は、各位においてすでに御承知のことありますから、ここに繰返しません。米国がこのような構想を提示しているゆえんも、前述の根本方針に照して考えるときは、初めてよく了解せられるのであります。われわれとしては、このような米国の対日講和方針が他の関係諸国のあるところとなることを念願いたす次第であります。

講和に関連して最も問題となるのは、わが国の安全保障の点であります。安全保障は、国内の治安確保と、外部からの侵略の排除という両面があるわけであります。一国の安全は自力で確保するのが根本であることは、私が從来常に申しておるところで

あります。国内の治安は、現状においても、どうも懸念なしと信ずるのであります。ますます警察治安の機関を充実いたしまして万遺憾なきを期する考えであります。しかし、対外安全の面については、現在の日本としては、自力のみでは確保いたしがたい場合も想像しがたくないのであります。さらにわが國のみならず、國際情勢の緊迫せる現状において、いずれの國も共産主義の侵攻に対して共同防衛をもつてするのほかなく、（拍手）自力をもつて安全を保障し得ない現状にあるのであります。今回の話合いに際して、ダレス氏が、さしあたり、もし日本が希望するならば、日本に対する外部からの侵略を排除するために、米国の兵力による援助を与える用意があるとの意向を表明せられたのであります。（拍手）この米国と協力関係に入るということは、國際の現状のもと、最も適當した策であります。また国民の大多数が心から歓迎するところであると信ずるのであります。（「ノーノー」拍手）私は、この趣意により話合いを進めた次第であります。

われわれが、ただ一方的に他國から安全を保障されるだけで、みずから国土を守るのに、みずからは何らの犠牲をも払わないということは、國民としての自尊心がこれを許さないところであります。（拍手）また世界平和確保のため協力するということは、平和愛好國としての責務であります。日本の果すべき役割の内容と範囲は、日本が独立を回復し、自由諸國の社会に対等の一員として仲間入りをいたしました上で、わが國力の回復の度合いに応じて将来において決定せらるべきものであると信ずるのであります。（拍手）この点は、ダレス氏も最もよく了解せられたところであります。

その他7原則に含まれている広汎な事項について米国の構想を聞き、領土、国連加入、民主的改革、賠償、在外資産、戦争犯罪人、通商經濟、漁業、文化交流など、わが國民の最も関心の深い事項については、十分に話し合つたのであります。その結果、11日の発表の双方のステートメントにあります通り、すべての点において双方にとり最も満足すべき了解に到達いたしましたことを欣快といたします。（拍手）そのうち米国特に関心を有する東太平洋の漁場については、わが方において一方的に自発的措置を講ずることによつて暫定的に解決いたしましたのであります。

米国は、今回の結果を考慮に入れて、平和条約締結のため、他の連合国とさらに折衝を重ねられることとなつております。私は、今回のダレス使節団の日本訪問が、講

和問題解決に一段の促進をすることと信ずるのであります。またそうあることを衷心から希望いたしてやまないのであります。

講和問題が、かように推進せられるに至りましたことは、マッカーサー元帥の日本に対する日ごろの深い理解と、多年の間の不断の支援によるところであります。特にここに諸君とともに謝意を表したいと思うのであります。（拍手）

総理の報告演説は「淡々、10分間の報告」一朝日紙の言一であつた。総理の演説にたいし、13日朝、総理は会談の各項目について説明を与えられるであろうと大きな期待をかけて予報していた各紙は、14日朝、「淡々、10分間の報告」に失望の色をかくそうとしなかつた。13日には漁業問題に関する彼我往復書簡の公表も同時に行われていたので、各紙はこちらを大々的に報道したのであつた。「この段階で話しあいの内容についてあれ以上いえると思つてゐるのか」というのが報告演説起草者の感懷であつた。

#### 第19 2月13日付総理にたいする条約局長の交渉経過報告書提出

ダレス使節団の離日および特使と総理の声明の発表をもつて第1次米交渉は一段落をつけた。そこで、この交渉の内部事務の統轄に当つた条約局長は、とりいそぎ直ちに交渉経過を書きものに取りまとめ「ダレス特使団との会談記録（要旨）」と題して総理に提出した。2月13日付である。同時に、「ダレスミッション会談メモ集」および交渉中彼我の間に交換された機密文書を整理編集した「ダレスミッション会談関係機密文書集」を総理に提出した。

「交渉経過報告」は、前半において、日時を追つて話しあいの大綱を記述し、後半において、事項別に前半の記述を補充している。この部分は、交渉直後に起草したものであるだけに交渉に当つての彼我の意図や雰囲気をよく伝えているので、上来本調書に説明しきたつたところを補充する趣意のもとに、その内容をここに紹介する。「交渉経過報告」は、いう一

#### I 漁業問題

7原則の5に「日本は、漁業に関する多国間条約に加入することに同意する」とあつて、講和の一環として重視されていることがわかる。

今回の会談でも、先方提出の議題表に、「米国は、米国の漁業資源を日本人が使用することを自発的に禁止してもらいたいが、どうか」とあつた。

わが方は、基本的な考え方を披瀝して、先方の意図をただすことにし、質問の点にたいしては、「日本は米国と具体的な了解に到達する用意がある」と答えておいた。

ところが、31日午後の総理ダレス会談で、先方は、プリストル湾の漁業（これは、戦前に農林省が試験船をだしたため米国で大問題となり、外交交渉となつて、日本側から自発的に漁船をださないと声明して落着した）を西海岸の業者が問題にしておつて、対日講和の場合障害となる處がある点を指摘した。

で、わが方は、熟考の結果（白洲氏の意見がリードした）、この際戦前にあつたような形式でこの問題を解決することとし、しかも、わが方の約束履行の誠意を示すため、つきのような措置を一方的にとる旨を申しでることにした。31日夕刻水産庁長官と次長を招致してその了解を取りつけた。2月1日午前、文書は先方に交付された。

- (イ) 日本国政府は、国際漁業協定に忠実に参加する方針を確認し、あらゆる水域における漁業資源の侵犯を禁止する。禁止に違反するものは懲罰に処する。
- (ロ) 官民合同の委員会を設けて、禁止が遵守されるようする。
- (ハ) 外国政府の任命した代表者が、委員会にオブザーバーとして出席するよう招請する。

この申しでは、先方の多いに多とするところとなつた。会談中に、紳士協定として総理と文書を取りかわしたいとの希望であつたので、快諾した。文書は、2月7日付で交換された。その前に、広川農相と岡崎官房長官には、総理から話をされた。

7日総理ダレス会談の節、ダレスから、米国の対内政策上なるべくすみやかに公表したいとの申しでがあり、総理は、同意するが文書往復のことは農林大臣と官房長官のみが承知しており、公表となれば事前に閣議に報告する余裕をもちたい故事前に連絡ありたい、と答えられ、先方は了承した。

往復文書は、2月13日午後5時東京で公表された。

#### II 占領改革

占領管理下の諸改革について、議題表は、日本の意向を聞いている。

29日の会談で、総理は、「占領中に日本が要請されて実施した各般の改革には、

ずいぶん日本の実情を無視し、また、日本の自立を阻害しているものがある。これらは、占領軍が日本にいる間に占領軍の手で実情に即するよう改廃されることを希望する」旨をのべられた。議題表にたいして提出したわが方の文書にも、この趣旨がくりかえされている。

しかし、31日の会談で、ダレス特使は、占領改革は平和条約の問題でないから、要請は司令官にだし、その写しをシーボルト大使に送付されたい、といった。

そこで、内閣官房長官のところで法務府法制意見長官と協同で用意してあつた作業を基礎にして、占領管理下に制定された法律および政令の改廃に関するわが方針を書きものにして司令部にだす考案で、案を練り、一案をえた。けれども、提出の時期も内容も慎重に考慮したがよろしいということになり、使節団の滞在中には、なんの措置もとられなかつた。

### III ダンピング

31日の会談で、ダレス特使は、「通商」の項について、日本のダンピングが国際的に問題になるから、とくに注意されたい、とリマークした。

それで、同日夕、通産次官から提出した資料を基礎として、「輸出および輸入における公正競争について」なる文書（ダンピング防止のためには、輸出組合を設立するのが最善の途であるが、それが独禁法や事業者団体法でできない。それができるようにしたいという趣旨のもの）を作成して、2月1日先方に交付した。

その後、これは議題にされなかつた。

### IV 掠奪財産および連合国財産

掠奪財産に関するわが方の打ちきりの要請にたいし、31日の会談で、掠奪財産はまだすこし残つていると聞いてるので平和条約でクローズすることはできない。条約後半年とか1年とかの間アッピール・ツー・ザ・コートを認めるような考案で話をしてみたいという意見がでた。これについては、石黒賠償庁次長の熱心な希望に応じて、再度、掠奪財産返還請求のため極東委員会の設定した期間はすでに経過している、残る案件も条約締結までに終了する見込みである、条約で「完了」を確認されたい旨の書きものを、2月5日午前、ダレス特使に渡した。

特使は、わが方の陳述を了とした。同日交付された条約基礎案にも、掠奪財産の返還についての規定はなく、付属の説明書で掠奪財産の返還は打ちきる趣旨が明らかにされている。

(100)

在日連合国財産について、わが方は、至急返還を完了したい旨を申しでた。また、5日の文書で、条約締結後6箇月で打ちきりたい旨を要請した。が、特使は、条約実施後18箇月くらいの申請期間をおく必要があろうとの意見であつた。同日交付された条約基礎案には付属書として詳細な規定がはいつている。所有者の損害にたいする補償についても、イタリア平和条約よりはるかに実行しやすい実際的な規定がおかれていた。9日夜黒官邸における招宴の席上、フィアリーは、この付属書は自分が起草したものでイタリア平和条約の規定より実際的だと思う、補償額も400億円まではいらぬと思う、裁判所の存続期間10年のうちに事務は完了すると信ずる、とのべていた。

### V 警察力

獨力で国内治安を確保する決意であり、このため警察力と海上保安隊を整備強化する必要があることは、議題表の「再軍備」の項にたいするわが方の見解のなかに表明してある。

先方は、これに全く異議がなかつた。先方が知らんとしたところは、その後に来るべきグラウンド・フォースについてのわが方の腹案であつた。

わが方は、警察法の改正のため司令部に提出してある1月22日付覚書の写しを参考として、2月2日会談の際、先方に交付しておいた。

### VI 在外資産

現実に戦闘行為を行わなかつた連合国または外交断絶のみをした連合国にある日本人の財産は返還するよう考慮されたい、および、処分された在外資産の所有者にたいする補償は条約上の義務とせず日本政府の裁量に一任せたい、というのが、わが方の立場であつた。

31日の会談で、先方は、在外財産は事実上今までほとんど処分済であるから返還はできない、大使館および領事館資産などは返還しよう、補償は日本政府の裁量に一任せしていい、との意向を示した。

わが方は、わが方の要請を条約基礎案にたいするわが見解（2月6日先方に交付）のなかでもくりかえしたが、2月7日の会談で先方はその立場を変えなかつた。

### VII 戦争犯罪人

わが方は、条約後の訴追は行わない、条約締結のとき大赦を行われたい、日本内地で服役させたい、の三つを要請した。

(101)

3・1日の会談で、先方は、条約後の訴追はないと思う、大赦は1度に全部とはいかないが罪状に応じて緩和されよう、と答えた。

わが方は、上記の条約基礎案にたいするわが見解のなかで、再度、訴追の打ちきりを条約に規定されたい、外地服役者の内地服役について米国の斡旋を願いたい、と訴えた。

2月7日の会談で、先方は、新規訴追が許されないことは条約に書かなくてもそうなるであろう、外地服役者の内地服役のために米国は斡旋をつづけるであろうから信頼されたい、とのべた。

#### VII 戦後債務

先方からガリオア債務はどうするつもりかとの問題が提起された。

日本は、すべての戦後債務を支払う意思だとの立場をとつた。

3・1日の会談で、先方は、日本の精神は立派だ、方法は別だが、どうして返却するか大蔵省当局と話をしてみたい、といった。しかし、使節団の離日まで支払方法のような具体的な話は行われなかつた。

#### VIII 日本の金

連合国最高司令官の命によつてインパウンドされている金塊について、日本は返還されたいと要請した。

3・1日の会談で、先方は、米国としては返還したいと思うが、なにかコンペンセーションを求めるかもしれない、とのべた。また、2月7日の会談で、重ねて、金については問題があるといつた。

この関係で、2月6日の総理マ元帥の会談で、元帥が「自分は日本の占領費全免を主張しているが、国防省には異論があつて困却している」と内話したことを、ここに付記しておかねばならない。

#### X 日本の生産力

今回の会談中、日本がなにによつて自由世界の防衛力強化に寄与しうるやの問題に関連して、利用しうるであろう日本の生産力に関する資料を提出した。資料は、軍事生産力、船舶、主要産業の余剰生産力に関するものであつた。先方は、多大の関心をもつてこれらをうけとつた。

「ダレス使節団との会談記録（要旨）」全文は、付録51に収めてある。

#### むすび

1月25日から2月11日にわたる日本滞在の間、ダレス使節団と政府との間にとり行われた交渉—「交渉」negotiation というより「話しあい」consultation というべき性質のものであつたが一の経緯は、上来るる説明しきたつたとおりである。

要するに、

領土問題は、南西諸島のみが取りあげられた。それも「領土問題は解決済」という先方の冷厳な鉄扉にさえぎられて深く論議されなかつた。北方領土にいたつては、全くふれなかつた。けだし、当時、ソ連邦の条約参加は問題外とされていたし、他方、合衆国の対日講和7原則にふくまれている北方領土の処理方式について米ソ間に激しく論争されていたため、日米間でこの問題について意見を交換する時機にはなかつたからである。

日米交渉の中心は、再軍備と安全保障にあつた。日本は、再軍備は当面問題にならないとの態度で終始し、いたく先方の失望をかつた。再軍備をせずにいかように国の安全を確保しようとするのか、わが真意を知ろうとする先方にたいし、すんでわが方から米軍の駐屯を予見する日米安全保障の構想を提示し、これを発足点として日米集団的自衛協定と行政協定が生れた。ただし、現在の日本はヴァンデンバーク決議にいふ「継続的で効果的な自助と相互援助」を基礎とする集団的取扱を合衆国との間に設定しうる状態にないから、わが方の構想にあつた集団安全保障の観念は消え駐軍協定の色彩のつよいものとなつてしまつた。また、わが方は将来における再軍備の・国防省の・参謀本部の「芽」について具体的な考案を提示せざるをえなかつた。

かようにして、平和条約によつて日本が独立を回復した暁においても自國軍隊が日本に駐在するであろうことが確実になつた後、はじめて先方はいかような構想の平和条約案をたずさえて連合国と接衝を開始しようとしているかを明らかにした。その条約案はきわめて公正寛大で交渉当事者の感銘は大きかつた。もつとも、その前に、米国西海岸における業者の反対を押えるためわが方は漁業問題について一札をいれざるをえなかつた—

ということになる。